

議 事 日 程 第 3 号

令和5年9月4日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	佐野洋平	議員	2番	成澤和音	議員
3番	高橋千夏	議員	4番	関谷幸子	議員
5番	高橋英夫	議員	6番	高橋壽	議員
7番	小久保広信	議員	8番	影澤政夫	議員
9番	山村明	議員	10番	堤郁雄	議員
11番	植松美穂	議員	12番	古山悠生	議員
13番	島貫宏幸	議員	14番	木村芳浩	議員
15番	相田克平	議員	16番	遠藤隆一	議員
17番	太田克典	議員	18番	我妻徳雄	議員
19番	山田富佐子	議員	20番	佐藤弘司	議員
21番	鳥海隆太	議員	22番	島軒純一	議員
23番	齋藤千恵子	議員	24番	工藤正雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 中川 勝 副 市 長 大河原 真 樹

総務部長	神保朋之	企画調整部長	遠藤直樹
市民環境部長	佐藤明彦	健康福祉部長	山口恵美子
産業部長	安部晃市	建設部長	吉田晋平
会計管理者	本間加代子	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院 事務局長	和田晋	総務課長	高橋貞義
財政課長	土田淳	政策企画課長	伊藤昌明
業務課長	金子好洋	教育長	土屋宏
教育管理部長	森谷幸彦	教育指導部長	山口玲子
選挙管理委員会 委員長	玉橋博幸	選挙管理委員会 事務局長	佐藤幸助
代表監査委員	志賀秀樹	監査委員 局長	佐藤徹
農業委員会会長	小関善隆	農業委員会 事務局長	小田浩昭

~~~~~

出席した事務局職員職氏名

|        |       |       |     |
|--------|-------|-------|-----|
| 事務局長   | 栗林美佐子 | 事務局次長 | 細谷晃 |
| 議事調査主査 | 曾根浩司  | 主査    | 堤治  |
| 主任     | 齋藤舞有  |       |     |

~~~~~

午前10時00分 開 議

- 相田克平議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

- 相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。
順次発言を許可いたします。
一つ、共生のまちづくりについて外1点、16番
遠藤隆一議員。

〔16番遠藤隆一議員登壇〕（拍手）

- 16番（遠藤隆一議員） おはようございます。
米沢爽風会、遠藤隆一でございます。一般質問2
日目、トップバッターを務めさせていただきます。
どうぞよろしくお願ひします。

私からは大項目2つございます。1点、共生の
まちづくりについて。もう1点が、バリアフリー
の理念を中心に据えたまちづくりについてでござ
います。

まずは、共生のまちづくりについて、小項目と
して3項目ございます。

1つ、米沢市障がいのある人もない人も共に生
きるまちづくり条例の浸透と意識の醸成につい
て。

本市においては、法の施行を受けて、平成31年
4月1日に米沢市条例第7号として、米沢市障が
いのある人もない人も共に生きるまちづくり条
例が施行されています。

条文として、第1条（目的）、この条例は、障
がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本
理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役
割を明らかにするとともに、障がいを理由とする
差別の解消に向けた施策の基本となる事項を定

めることにより、全ての市民が、障がいの有無に
よって分け隔てられることなく、住み慣れた地域
の中で支え合いながら暮らしていくことのでき
る共生社会の実現に寄与することを目的とする
とあります。

第2条（定義）、第3条（基本理念）、第4条
（市の責務）、第5条（市民等の役割）、第6条
（市における障がいを理由とする差別の禁止）、
第8条（広報及び啓発）、第9条（学習及び理解
の促進）、第10条（就労の支援）、第11条（建物
その他の施設の管理等）、第12条（意思疎通支援
の充実）、第13条（相談体制の整備）、第14条（協
議の場の設置）とございます。この条文全てにつ
いて一つ一つお尋ねしたいところではございま
すが、時間も限られてございますので、まずは第
8条（広報及び啓発）、市は、障がいを理由とす
る差別の解消に向けた施策を推進するために必要
な広報及び啓発に取り組むものとする。第9条
（学習及び理解の促進）、市は、障がい及び障が
い者に対する市民の理解を深めるため、障がいに
ついて学ぶ機会を提供するものとするとありま
す。

これに対し、米沢市障がい者施策推進協議会が、
令和2年に障がい者1,500人、市民1,500人を対象
に実施したアンケートでは、障害者差別解消法の
内容を知っている回答者が全体の13.6%、米沢市
障がいのある人もない人も共に生きるまちづく
り条例の内容を知っているのは僅か9.1%という
結果が報告されています。

そこで質問ですが、このアンケートから3年経
過した令和5年現在において、障害者差別解消法
及び米沢市障がいのある人もない人も共に生き
るまちづくり条例は、米沢市民にどれだけ浸透し
ていると評価されているのでしょうか、お答えく
ださい。

また、第8条（広報及び啓発）、及び第9条（学
習及び理解の促進）に基づいて、これまでどのよ
うなことが計画的に行われてきたのか、それによ

って十分な成果が得られているものと評価されているのかお答えください。

小項目第2項、障がいのある人の現状と本市福祉計画の現状と課題について。

第3次米沢市障がい者計画が令和3年から令和8年度において、また第6期米沢市障がい福祉計画と第2期米沢市障がい児福祉計画が令和3年度から令和5年度においてと、今年度を期限とされていますが、まず障がい者の現状、近年における人数または割合の推移、傾向について、またそれに対して、これらの福祉計画の進行状況と評価、課題、次期の福祉計画策定に向けて、今後どのように進めるのかを具体的にお答えください。

あわせて、近年急激な増加傾向にある発達障がいについて、本市としての実態をどのように把握されているのか、またそれに対してどのような策を講じるお考えなのかお聞かせください。

学校や職場において、周囲からなかなか理解されない発達障がいの症状を抱えて、生きづらさや悩みを抱えて苦しみ、鬱病を発病したり、引き籠もるケースも増えていると聞きます。不登校や不当な解雇を防ぐためにも、相談窓口の広報や発達障がいの理解を広げる活動、企業への通達等、大切な命を守るためにも、ぜひお願いしたいと思っています。

小項目3番、障がいのある人の社会参加と理解について。米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例第10条にも就労の支援とありますが、今回は障がい者の社会参加における就労に焦点を絞ってお伺いします。

近年、就労継続支援B型事業所は増加傾向で、令和5年度現在33事業所、それに対し就労移行支援事業所が2事業所、就労継続支援A型事業所も2事業所と、それぞれ僅か2事業所にとどまっております。本市ばかりでなく、人口減少と超高齢化による生産年齢人口減少と働き手不足が大きな社会問題となっている現代社会にあって、もちろん社会背景のある、なしにかかわらず、障がい

のある方も、それぞれの能力に合わせて参加できる社会づくりが急務と考えています。何より障がいをお持ちの御本人または御家族の意向が優先されますが、仕事を任せられる、賃金を得る、自立に向かう、社会に貢献しているという実感、自己肯定感こそが生きがい、そして幸福感につながるものと思います。

そこで質問ですが、近年における当該支援事業所の利用者の推移と、事業者に対して給付している支援費、訓練等給付金の推移を教えてください。

また、就労移行支援事業所と就労継続支援A型事業所がそれぞれ2事業所しかない現状と、B型事業所からA型事業所へ、または一般就労に移行しない現状を、問題認識としてどのようにお考えか。民間企業においては、法定雇用率2.3%をクリアするために、障がい者雇用代行サービスを利用する企業が全国において急増しておりますが、本市の移行支援、定着支援のお考えと併せてお聞かせください。

続いて、大項目2番、バリアフリーの理念を中心に据えたまちづくりについて。

バリアフリーと聞くと、障がい者やハード面での段差の解消などがイメージされると思いますが、バリアフリーの理念は障がい者施策という考え方ではなく、健常者を含めた全ての人にとっての物理的・社会的・制度的・心理的な全ての障壁を除去し全ての人が安全に暮らせる、共生の社会をつくることを意味しています。

私は、バリアフリー理念の浸透と醸成を図り、バリアフリーの理念を中心に据えたまちづくりをユニバーサルデザインの普及とともに強力に推進することで、人を思いやる優しいまちとして、米沢のさらなる魅力を広げることになり、その結果として人口減少に歯止めをかけ、移住や観光誘致につながり、地域振興に結びつくものと考えています。

そこで、小項目に移ります。本市におけるバリアフリー法の理解と取組について、平成12年に施

行された交通バリアフリー法と、建築物に係るハートビル法が統合された形で、現在の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、すなわちバリアフリー新法が平成18年12月に施行されて以来、都度改正が重ねられていますが、そのバリアフリー法自体と法改正の内容については、庁内においてどのように情報の共有（教育、研修）が図られ、どのように施策に反映されているのでしょうか。その担当部門、担当員は配置されているのでしょうか、お聞かせください。

例としては、令和2年6月の改定においては、実施すべき特定事業に関する事項に、教育啓発特定事業、いわゆる心のバリアフリーに関する要件が付加されました。主には、小中学校におけるバリアフリーに関する教育、交通事業者に関する研修、講演会、広報啓発活動などですが、本市では順次対応されているのでしょうか。

小項目2、移動等円滑化促進方針、バリアフリー基本構想について。バリアフリー法及びその理念を確実に実行に移していくためには、明確な方針と構想に基づく必要があります。現在、国が定める基本方針において、国土交通省が移動等円滑化促進方針、いわゆるマスタープランとバリアフリー基本構想の策定を市町村における努力義務として積極的に推進しております。

コンパクトシティを目指す市町村、観光ルートのバリアフリーを目指す市町村、超高齢化、過疎化などの問題を抱えた地方都市等においては、特にマスタープランの作成が効果的とされており、山形県内においては、山形市、南陽市、全国では令和2年までに469もの市町村が国土交通省に提出し受理されています。本市としても早急な策定を求めますが、今後の予定、お考えがあればお聞かせください。

3項目めとして、庁内体制の構築について。まちづくりは市民と行政が一体となって成し得るものだと思います。移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及びバリアフリー基本構想を策定し、

実行まで、市民と行政が同じ意識を共有し、様々な目線から意見を寄せて、一体となって取り組めるよう、また全国に向けて、米沢市の取組をバリアフリー先進地として広くPRするためにも、庁内に専門の担当部局を置き、関係部局と常に情報の共有と連携を図る組織、体制を整えて取り組むことが重要と考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上で、演壇からの質問を終わらせていただきます。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1の共生のまちづくりについてお答えいたします。

(1) 米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の浸透と意識の醸成についてですが、本市では、議員お述べのとおり、米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を策定し、平成31年4月から施行しています。この条例では、障がいを理由とする差別の解消のため、4つの基本理念を定め、毎年12月の障害者週間に合わせ、本庁舎周辺に「障がいのある人もない人も共に生きるまち米沢」ののぼり旗を掲げ、普及啓発活動に努めています。

また、令和元年度と令和4年度には、各計画を策定するために実施した、障がいのある方や市民の方などへのアンケート調査において、当該条例の認知度を調査しております。結果、この条例を「知っている」と回答した人は、令和元年では6%、令和4年度では9.5%という結果でした。また、「聞いたことはあるが、内容は知らない」は、令和元年度で25.1%、令和4年度では26.1%という結果で、いずれの調査においても条例を知らないと答えた人は6割を超えていました。

障がい者の雇用に関するニュースやパラスポーツなどを通して、社会的には障がい者への理解は深まっていると考えられますが、本市での取組については周知が不足していると感じています。

現在、本市では市民の方に障がいがある人への理解を深めていただくための取組として、障がい者権利擁護研修会、障がい者芸術作品展、障がい者スポーツ教室などの事業を毎年開催しています。また、広報等を活用し、障がい者に関する特集を組むなど、普及啓発活動に努めています。

このほか、中学校での進路学習「生き方講話」において、車椅子などの体験学習などを通し、子供たちの障がいのある人への理解を深め、支え合う意識の向上につなげています。

今後は、障がいのある方たちが参加するイベントや各種講座などを通して普及啓発活動に努めるほか、各種団体等とタイアップするなどの手法も交えながら、市民の機運を高め、共生社会の実現に向けた意識の醸成を図ってまいります。

次に、(2) 障がいのある人の現状と、米沢市地域福祉計画の現状と課題についてですが、発達障がい者も含めた身体、知的、精神障がいの現状については、障害者手帳の交付状況から、令和5年3月末現在で、身体障害者手帳をお持ちの方は3,708人、療育手帳をお持ちの方は701人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は563人で、合計4,972人の障害者手帳の所持者がおります。なお、人数は、お一人で2種類の手帳をお持ちの方もいますので、延べ人数となります。

発達障がいのある方については、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に含まれますが、手帳を持たない方の人数は確認する方法がないことから、市で把握することはできませんが、山形県発達障がい者支援センターにおける相談件数は年々増加している状況とお聞きしています。

次に、米沢市障がい者計画、米沢市障がい福祉計画、米沢市障がい児福祉計画の現状と課題及び令和6年度以降の取組についてお答えいたします。

障がい者計画は令和3年度から令和8年度までの第3次計画、障がい福祉計画と障がい児福祉計

画は、令和3年度から令和5年度までの第6期計画と第2期計画として、現在推進しております。

現在、障がい福祉計画と障がい児福祉計画については、次期計画策定のため、米沢市障がい者施策推進協議会において、現計画の評価などの整理を行っているところです。両計画では、令和5年度末までの地域生活の移行などに関する8つの分野、36項目に目標数値を定めているほか、障がい福祉サービスに関して6つの分野に、令和5年度までの各サービスの見込みの量を示しております。令和5年度までの目標値に対して、就労に関する項目や施設入所から地域生活への移行に関しては、目標値を下回っている現状です。

今後は、地域移行を望んでいる人の移行が進まなかった理由の把握に努め、また精神障がいに特化し対応できる居住系の事業所が少ないことや、就労定着支援事業所が置賜管内にないこと、就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所が少ないことなどを課題として捉え、施策の検討を行ってまいります。

今後、当該協議会の中で現状や課題の整理を行い、またアンケート調査結果を踏まえ協議いただき、令和6年度から第7期米沢市障がい福祉計画・第3期米沢市障がい児福祉計画に施策をまとめていく予定です。

議会には、11月の民生常任委員会協議会と市政協議会において、第7期米沢市障がい福祉計画(案)・第3期米沢市障がい児福祉計画(案)をお示しする予定です。その後、12月にパブリック・コメントを実施し、来年3月までに計画を策定する予定であります。

次に、(3) 障がいのある人の社会参加と理解について。初めに、就労系サービスの利用者、給付の推移についてですが、就労継続支援A型では、平成25年度の利用者は18人で、給付費は約978万円でした。平成29年度には、利用者は51人で、給付費は5,729万円に増加しましたが、その後は減少に転じ、令和4年度の利用者は29人で、給付費

は約4,011万円となっています。就労継続支援A型は利用者と企業が雇用契約を結び利用するため、希望していても求人がないと利用できないことが影響したものと考えております。

就労移行支援については、平成25年度の利用者は8人で、給付費が約2,358万円でした。平成28年度の利用者は23人で、給付費は約2,929万円に増加しました。その後は年度により増減し、令和4年度の利用者は9人で、給付費は約359万円となっています。

就労継続支援B型については、平成25年度の利用者は245人で、給付費は約3億4,838万円と年々増加傾向にあり、令和4年度は454人の利用者で、給付費は約5億8,784万円と、事業所数の増加に伴い、利用者及び給付費が増加している状況です。

次に、就労や就労移行支援になぜ移行しないのかについてですが、ハローワーク米沢管内のデータでは、障がい者雇用対象企業数は横ばいで、障がい者法定雇用率の上昇に伴い、雇用障がい者数と障がい者雇用率は増加傾向にあります。障がい福祉サービスからの移行は進んでいない状況にあります。また、障がいのある人の定着率は、雇用して3か月以降から下がり続けています。

民間のデータでは、障がい者の就労定着率は、障がいの種別や求人により差があり、入社1年後の定着率を、障がい種別で見ますと、知的障がい者で71.5%、身体障がい者で60.8%、精神障がい者で49.3%と、精神障がいがある方の定着率の低さが際立っています。求人別に見ると、就労継続支援A型求人が70.4%、障がい者枠求人の67.2%、障がいの情報を非開示にした求人では30.8%と差があります。

離職理由の上位には、職場の雰囲気や人間関係、就労状況、仕事内容があり、具体的には、障がいのある人はコミュニケーションを図ることが難しく人間関係がうまくいかないことや、職場での差別的な思い込み、本人に適した仕事内容でないことが挙げられています。

就労移行支援は、通常の作業のほかに、一般就労のための面接や履歴書の書き方などの練習、一般企業での就労体験、さらに就労後の定着に向けた声かけなどを行い、一般就労への移行を推進する事業です。本市としては、大変重要なサービスと考えておりますが、令和5年7月現在、就労移行支援事業所は、市内に2か所と少ない状況です。一方、就労継続支援B型事業所は市内に24か所と、県内の他市町村と比較して多い状況となっています。就労移行支援事業所が少ない要因としては、先ほど述べた役割の困難さや、その役割を担う人材不足があると考えています。

就労移行支援事業所等、一般就労への移行を推進するための事業所への支援につきましては、事業所の指定を行っている県と連携しながら、どのような対策が行えるか研究が必要と考えています。また、市民への働きかけとしては、障がいのある人への理解を深める事業展開の中で、障がいのある人もない人と同じように一般就労することが大切であることも周知してまいります。

就労支援においては、ハローワークや置賜障害者就業・生活支援センター、企業、自治体などの関係機関が連携を図り、障がいのある方に寄り添った伴走型支援により、就労後もつながり続けることが重要と捉えています。

米沢市地域自立支援協議会においては、公募の市民代表者、障がいのある当事者、福祉、教育、就労等の関係団体の参画をいただき、地域の課題について情報共有を図っております。当事者を含む様々な関係者の方々の御意見をお聞きし、また現場の御意見もお聞きしながら、今後も共生のまちづくりに向け、障がい者への理解が進むよう関係機関と連携してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、大項目2のバリアフリーの理念を中心に据えたまちづくりについ

での小項目（1）本市におけるバリアフリー法の理解と取組についての御質問のうち、道路空間のバリアフリー化について、現状と取組についてお答えいたします。

道路空間のバリアフリー化につきましては、平成18年12月20日に施行されました「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、国土交通省でもバリアフリーに適合させた道路の新設または改築を行う場合に、道路の構造について遵守すべき基準となる「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）」を定めたほか、高齢者や障がい者なども含めた、全ての人が安全で安心して利用しやすい、ユニバーサルデザインによる道路空間の在り方について、具体的な内容を示したガイドラインを作成いたしました。

本市におきましても、国土交通省の基準やガイドラインに基づき、道路の新設または改築及び管理を行っているところであります。

次に、道路空間のバリアフリー化の観点に基づき、本市における歩道の現状と取組を御説明いたしますと、市道における歩道設置延長は、令和5年3月末現在、約100キロメートルとなっております。直近5か年間、このガイドラインに基づき、歩道整備の実績は約560メートルとなっております。また、整備された歩道の形式には、車道面と歩道面の高さを同じくするフラット形式、歩道面と縁石天端を同じにし、車道より歩道面を高くしてはつきりと歩車道を分離させたマウンドアップ形式、歩道面を車道面より若干高くしたセミフラット形式の3つの形式がございます。

現在、本市の歩道整備の考え方といたしましては、バリアフリー法に基づく道路の構造に関する道路移動等円滑化基準に基づき、高齢者や視覚障がい者、車椅子使用者の方々も、歩車道境界の識別がしやすいセミフラット形式を採用しており、

ほかにも車椅子使用者、乳母車や歩行器での歩行、高齢者などに配慮して、歩道の有効幅員の確保や横断勾配を可能な限り小さくするように努めているところであります。

しかしながら、過去に土地区画整理事業などで整備された歩道はマウンドアップ形式が多く、またバリアフリー法が施行される以前に整備された歩道は、フラット形式で整備されているのが現状であります。

また、視覚障がい者の移動の円滑化のため、駅や官公庁施設、病院などを結ぶ道路や、市街地の歩道には、視覚障がい者用誘導ブロック、いわゆる点字ブロックを設置しており、国・県道含め、その道路延長は約7キロメートルで、点字ブロックの設置延べ延長は約12キロメートルとなっております。

直近の道路移動等円滑化基準に基づく市道の整備改修状況ではありますが、中心市街地の平和通りについて、ナセBA前交差点から主要地方道米沢猪苗代線までの約140メートル区間について、令和3年度に実施した道路改良舗装工事の中で歩道及び点字ブロックの整備改修を行っております。

今後、ナセBA前交差点から、県道綱木米沢停車場線までの約180メートル区間や、ナセBA前交差点から九里学園高校前交差点までの約450メートル区間について、現在のフラット形式の歩道から、バリアフリーに適合させたセミフラット形式に改修するほか、歩道両側に点字ブロックを新設する計画として、地域住民などへの事業説明会を通じて、バリアフリー化に対する理解と意識醸成を図っているところであります。

道路空間のバリアフリー化につきましては、歩行空間のネットワークを構築するため、対象とする施設から施設をつなぎ、その連続性を確保して、初めて高齢者、障がい者などの方々の方々の円滑な移動が可能になるものと認識しているところであります。現在の歩道につきましては、バリアフリー

に対応した規格でない箇所が多い現状であり、バリアフリー歩行空間ネットワークの形成には時間と費用もかかるため、国・県など関係機関や関係部署との連携を図りながら、改修時期に合わせたバリアフリー基準に基づく整備改善に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、2、バリアフリーの理念を中心に据えたまちづくりについてのうち、

(1) 本市におけるバリアフリー法の理解と取組について、障がい者と健常者との心の壁を取り除くような心のバリアフリー教育に関して市内の小中学校の教育ではどのような取組を行っているかについてお答えいたします。

本市の小中学校では、通常学級に在籍する児童生徒と特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習を行っております。

交流及び共同学習とは、特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の発達の段階や障がい等の状況に即して、通常学級に在籍する児童生徒と一緒に学習したり、給食を食べたり、清掃に取り組んだりするものです。これにより、障がいのある子供も障がいのない子供も、双方にとって豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶことができます。

学校内での取組以外では、学校間交流もあります。具体的には、南部小学校と第二中学校における、県立米沢養護学校との学校間交流です。南部小学校では、中学年の児童と養護学校の児童がお互いの学校を行き来し、一緒に遊んだり体を動かしたりしながら交流しています。第二中学校では、全校から希望者を募って交流委員会を組織し、養護学校の生徒との交流活動を進めています。これらの取組では、障がいを持つ児童生徒に対する理解を深め、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生しようとする態度を育てることを狙いと

しております。

そのほかにも、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する学区の小中学校の学習に参加する居住地校交流や社会福祉協議会等の協力を得て車椅子や手話等を体験する福祉体験講座など、各学校の実態に応じて取組を進めております。狙いを明確にして心のバリアフリー教育を行うことで、様々な心身の特性や多様な考え方を理解し、お互いに支え合いながら生きていこうとする豊かな人間性を育むことができます。

いずれの交流及び学習においても、その場限りの活動で終わることのないよう、日常の学校生活において、障がいの理解に係る丁寧な指導を実施しております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、大項目2のうち、(2)の移動等円滑化促進方針、バリアフリー基本構想についてと、(3)庁内体制の構築についてお答えいたします。

まず、(2)のうち、移動等円滑化促進方針、いわゆるバリアフリー法に基づくマスタープランについてであります。これは鉄道駅などの旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者、妊産婦など、日常生活や社会生活において身体上の制限を受ける方が利用する施設が集まった地区において、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものであり、具体的なバリアフリー事業化の動きがなくとも、市全域にわたる方針を示すなどにより、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能となります。

次に、バリアフリー基本構想は、移動等円滑化促進方針よりもさらに限定した地区を重点整備地区として定め、公共交通機関や道路、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的、一体的に推進するため、具体的な事業を位置づける計画であ

り、この構想の策定を通じて、施設管理者相互の連携、調整を行い、移動の連続性の観点から、面的・一体的なバリアフリー化が可能となります。

全国の自治体での策定状況ではありますが、令和4年度末時点で、移動等円滑化促進方針策定団体が34団体、バリアフリー基本構想策定団体が321団体であり、鉄道駅などを含めた面的なバリアフリー化が求められる都市部での策定が進んでいるようであります。

本市のバリアフリー対策としましては、公共施設のほか、道路や公園などのインフラ施設も含めた上位計画である公共施設等総合管理計画の基本原則において、大規模改修や建て替え時にはユニバーサルデザインを採用するなど、バリアフリー化に努めることを定めており、具体的な施設整備に当たっては、国の基準にのっとり、バリアフリー化を行っております。

また、障がい者等からの声としましては、直近では、第7期米沢市障がい福祉計画及び第3期米沢市障がい児福祉計画の策定や、米沢市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定のため、アンケート調査を実施しておりますが、タクシーやバスの使いやすさに関する御意見はありましたが、道路や公共施設などのバリアフリー化に関して、具体的な改善箇所の御意見はなかったと聞いております。

本市においては、車での移動が中心となっており、施設の面的な集積も少ないことから、面的なバリアフリー化に対する御意見、御要望は、これまであまり聞こえてこなかったものと思っておりますが、今後機会を捉えて、障がい者や高齢者、妊産婦などから御意見を聞き、その上で策定の必要性などを検討したいと考えております。

次に、(3)の庁内体制についてであります。バリアフリー化に対する具体的な意見、要望を聞く段階においては、高齢者や障がい者等の団体などとの関連が深い健康福祉部が中心となり、その後、計画策定が必要となれば、当企画調整部が庁

内調整を行いながら、庁内の各部署が連携し、取り組んでいく必要があるものと考えております。

私からは以上であります。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) 御答弁ありがとうございます。特に教育に関しては、様々な交流ですとか教育を行うということで、ありがたくうれしく思いましたが、ますますの引き続きの教育をよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

続いて、大項目1の米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の浸透と意識の醸成に関して、内容まで理解しているという回答が10%にも満たないという状況でございます。これに対して、いつまでこの数字をどこまで持っていくのか、その方策も含めてもう一度お答ひただきたいと思ひます。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 やはり市民の方全員に知っていただくというのが重要なことになってくるかと思ひます。具体的にいつまでということは、確かに必要なことかと思ひますけれども、段階的にはありますけれども、徐々にではありますけれども、様々な機会を通して広めていきたいと考えております。

具体的には、先ほども申し上げたように、まずは広報活動を充実させること、また教育現場での周知などの活動も行いたいと考えております。また、地域での広がりなども必要になってくるかと思ひますけれども、地域とのタイアップなども検討しながら進めたいと考えております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) ぜひ具体的な案を示していただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

それから、先ほど第6期米沢市障がい福祉計画と第2期米沢市障がい児福祉計画の結果等について、取りまとめられて、いつまでどのような形

で御報告があるのかお知らせください。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほども壇上で申し上げましたけれども、11月の民生常任委員会協議会と市政協議会において、第7期、第3期の案等を御説明させていただくこととなりますので、併せて現在実施している事業の評価なども含めて、説明させていただきたいと考えております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 先ほど、障がいのある人の社会参加と理解についてということで、A型事業所が2事業所、移行支援事業所も2事業所ということで、なかなかB型からの移行が進まないという件に関して、事業所側の受入れ体制ということもございますでしょうが、そういった施設を増やすというのも一つですが、障がいのある方自身が一般就労を求めるような働きかけ、訓練というものが、B型事業所等においては必要ではないかと私は思うのですが、その点いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 やはり当事者の方の御意見というのが重要になってくるかと思えます。現在は実施していないところですが、どのようなお考えでということについては、事業所も含め、当事者の方も含め、考えなどお聞きする機会を設けて、計画等に反映させるよう努めてまいります。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） そこもしっかりと数値の目標を立てて、しっかりと実行していただきたいと思えます。でなければ、計画も絵に描いた餅となってしまうので、しっかりと実行に移していただきたいと思っております。

また、先ほど御答弁の中で、A型、それと移行支援事業所については減少方向にあると。これは、受入れ側と障がい者御本人等の意向もあるでしょうから、まずひとつ置いて、B型事業所が僅か、この期間において2億円もの給付金が増加

している。この件に関して、当然給付が必要であれば給付するし、職場のスタッフの労働、賃金体制も整えて充実すれば、障がい者への対応もよくなるなど悪いことばかりではないと私は思いますが、ただ障がい者の利用数、数も245人から454人ですか、倍ですよ、2億円増えていると。これに関して、今後このまま倍、倍で増えていくのか。人口減少が進む中で、この辺どのようにお考えか、もう一度お答えください。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 議員お述べのとおり、結構な人数及び金額も伸びている状況です。先ほど壇上でも申し上げましたが、その要因としては、やはり事業所数の増加というのが挙げられます。事業所数、B型に関しましては、現在市内に24か所ということで設置されております。事業所の設置に関しましては、市の窓口にも御相談いただいて設置の説明などもさせていただいております。その際、できれば就労A型ということで、市も話しかけをさせていただいているところではありますけれども、やはり設置のしやすさなどから、どうしても就労B型ということで御判断される事業所が多いことを聞いております。

今後につきましては、こちらの事業、市だけでできる事業でもございませんので、県などとも連携して対応してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 事業所が増えたから人数も増えた、給付金も増えたという御説明だったかと思えます。それも私的にはどうかと思うわけですが、令和3年において、就労移行連携加算という制度が設けられて、一般就労に移行させた事業所には加算金が割り当てられるということができました。こういったもののさらなる活用等によって、B型からA型へ、もしくは一般就労への移行促進というのは、まだまだ図れるのではないかと。でなければ、あまりあれですけれども、B型だけが増えていってしまう状況ということは、

市の財政的にも非常に苦しい。何億円と増えていくという状況が続く。この件に関して、もう一度B型の人数が増えて、B型が最後のとりでとして、当然ながら、それを喜ばしく思っている利用者の方、御家族の方がいるのは理解しておりますが、市として、この数字を、予算を今後どうしたいのか、もう一度お聞かせください。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在、計画策定の中に、就労B型に関しましても、見込みの量などを出して、増加傾向にあるという方向性を見ているところ。この状況がいいのか悪いのかも含めまして、協議会の委員の方々のお意見もお聞きしながら、市としてどのような対策が講じられるか検討してまいります。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） どうぞよろしくお願ひします。

それでは、バリアフリーの理念を中心に据えたまちづくりに関してお伺いしたいと思います。

先ほど、点字ブロック等の延長についてのキロメートル等の報告がございましたが、連続性を持ってというお話でした。ただ、私が駅から上杉神社まで歩いてみますと、ところどころないのです。視力に障がいを持たれた方が点字を頼りに歩いたときに、途中で消える、また音響信号も少ないときに、点字ブロックの設置というのは、中途半端にするのであれば、意味があるものなのだろうかという疑問を持ってしまいます。そこはどうお考えでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 交通結節点の米沢駅から松が岬公園などに続く観光ルートのには、まち歩きという観点では、そういう点字ブロックも必要であると認識しているところであります。ただ、改修には大きな費用がかかるということもございませし、管理者として国、県、市などもございませるので、どういった考えで整備しているかにつきま

しては、県道、国道の管理者に聞く必要がございませますが、全ての歩道についてどういう整備をやっているのかというところについては、点検していただくように、私から指示をしていきたいと思っっているところでありませ。

あと、点字ブロック、歩道などについても損傷がある箇所も見受けられませるので、そういったところの修繕についても、国・県にお願いしてまいりたいと思っっているところでありませ。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） やはり点検と修繕はしっかり行っただけきたいと思っっております。

ただ、私が個人的に散歩しながら見かけた破損箇所については、例えば伝国の杜の東側でも点字ブロックが2か所ほど浮いていませし、その他道路でも点字ブロックの破損を見かけるたびに、道路保全課の保全担当の方にお伝えして直していただくのですが、点字ブロックの破損箇所をアスファルトで埋められるのです。点字ブロックのある場所を、どうして点字ブロックに戻さずアスファルトで埋めてしまうのか。また、旧大沼デパート脇の平和通りの歩道を歩かれたことがあるかと思っますが、誰がこんな状態にしたのだというぐらい、本当にひどい状態です。もうタイルは割れて、点字ブロックも割れて、健常者が歩くにもつまずいてしまうような歩道になっておりませ。そういったところの整備に関して、もう一度お答えください。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 点字ブロックの役割につきましては、議員がお述べになっていませとおっだと思っっております。その点の補修につきましては、適切に今後実施していききたいと思っっております。

平和通りのタイルの破損につきましては、今後あそこ部分につきましては、先ほど壇上で申し上げさせていませましたが、180メートル区間ということで、新たに全て改修する予定としておりませるので、その間に支障が生じないように補修

は今後していきたいと考えているところであります。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） ぜひそこはお願いしたいと思います。

それと、バリアフリーに関する移動等円滑化促進方針、いわゆるマスタープランと言われるものと、バリアフリー基本構想については、意見を聞いた上で必要性を判断するというところでございましたけれども、もう一度どういった方法でこの必要性を判断されて、つくる、つくりたくないの判断をされるかお伺いしたいと思います。お願いします。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先ほども申し上げましたが、関係団体、障がい者の方、高齢者の方、また妊産婦など、そういった全ての方が使いやすいようなハード整備、ソフト面も含めて、どういったものが必要なかというところをまずは聞き取って、その中で市全体として判断していくということでございますけれども、計画策定にもマンパワーが必要ですし、お金の裏づけというものが必要になってきますので、そういったところを実際やるというところについては、慎重に考えていく必要があるのかなと思っております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） そこは、私はぜひ前向きに捉えていただきたい。やはりそういったことに真摯に、前向きに取り組む米沢市ということが、外に対して発信するにも大切だと私は思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、予算の関係上、予算の都合という言葉をよく聞くのですが、バリアフリーというのは、特に予算をかけなくてもできることはあって、例えば各店舗に行ったときに、車椅子のマークですとか、いろいろなアイコンシールなどを貼って、町を挙げて障がい者を受け入れるような雰囲気醸し出す、つくり出す、醸成するといった取組も

ございます。ですので、例えば駅を降りて駅前を歩いたときに、この町はすごいなと、バリアフリー意識の高い町だと思ってもらえるような、お金のかからないことも、商店街の協力によってできるかと思えます。そういったこともぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○相田克平議長 以上で16番遠藤隆一議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休 憩

~~~~~  
午前11時06分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、米沢市消費喚起促進事業費補助金について外2点、4番関谷幸子議員。

〔4番関谷幸子議員登壇〕（拍手）

○4番（関谷幸子議員） おはようございます。一新会の関谷幸子です。よろしく願いいたします。

今、少しずつ朝晩は過ごしやすくなり、セミに代わり秋の虫の声が聞こえてきて、秋の気配が感じられる今日この頃ですが、まだまだ残暑厳しく、特に今年は今までにない猛暑日が続く、1898年の統計開始以来、125年で最も暑い夏と9月1日に気象庁が発表いたしました。また、2023年7月に、国連事務総長のグテーレスさんが「地球沸騰の時代が来た」と述べました。同年8月にはハワイ・マウイ島で山火事が起こり、過去100年で最悪の山火事となり、多くの犠牲者が出ました。心よりお悔やみ申し上げます。

同じく、カナダの山火事も焼失は過去最悪で、日本の国土面積の37%に当たる面積が焼失したということです。特に私が危機を感じたのは、ア

アメリカ・ユタ州のソルトレイクシティの象徴であるグレートソルト湖が5年以内に消滅するだろうと言われており、世界全体の湖は、琵琶湖が毎年1つずつ消滅している計算になるということです。

また、30日にはアメリカ・フロリダ州を直撃したハリケーン「イダリア」は、過去125年で最大規模のハリケーンでした。バイデン大統領も世界が気候危機に直面していると、温暖化対策に取り組む必要性を強く強調いたしました。

本市においても、ゼロカーボンシティを宣言しているので、ここはしっかり再生可能エネルギーを進めていかななくてはとっております。

質問に入ります。

大項目1、米沢市消費喚起促進事業費補助金について伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国、県、市よりいろんな補助金がありました。その中でも、本市の消費喚起促進事業費補助金について伺いたしたいと思います。

この補助金は、2020年度から3年間、初回10分の10で100万円、2年目からは3分の2でした。飲食店や事業者にとって、コロナで疲弊しているときにはとてもありがたいことです。しかしながら、有効かつ効果的に活用し、また費用対効果を出すように計算して、一過性で終わるのではなく、持続していかないと意味がないように思いますが、いかがでしょうか。

小項目1、どのような状況でしたか、伺います。この補助金を利用して成果があった事業者、またなかった事業者から意見を伺うか、アンケートを取って検証し、意味のあった補助金かどうか状況を把握していらっしゃったでしょうか、伺います。

小項目2、この補助金の課題は何だったのでしょうか。この補助金を施行して、どんな課題がありましたか、またなかったですか。どんな方々に利用してもらいたいと思われましたか、具体的にお

伺います。

小項目3、今後このような補助金を考えていらっしゃるでしょうか。成果があった事業者から、継続してほしいと要望があったら、このような補助金を考えているかどうか伺います。

大項目2、特定空家等の略式代執行について伺います。

本市においても、空き家の問題は今後も大変深刻な問題です。米沢市まちづくり総合計画の中でも、米沢市空家等対策計画（平成30年度から令和9年度）の10年間ということで、いろいろな対策をなされていますが、平成24年度は899件、平成29年度は1,186件、令和4年度は1,719件と空き家は増加しております。今後も増え続けると思います。このたびは、特定空家等の略式代執行について伺います。

小項目1、部分解体はありますか。所有者不在の空き家で危険な箇所を部分的に解体する手法はあるかどうか伺います。

小項目2、今後略式代執行はあり得るでしょうか。先日、特定空家等に認定された米沢市下花沢二丁目の倉庫1棟を視察してきました。略式代執行で解体工事が8月から実施になりました。本市においては2度目の特定空家等の略式代執行です。今後に向けて、特定空家の略式代執行を行うという可能性はあるかどうか伺います。

大項目3、米沢市営プールについて。市営プールは、夏の短い期間の利用となりますが、子供から大人まで遊べる施設ですので、安全にかつ清潔を維持して運営していただきたいと思っております。

小項目1、市民からの苦情や要望などありましたでしょうか。市民プールに関して、要望やクレームなど今までありましたか。また、使用者からアンケートを取って聞くなどしたことがありましたか、伺います。

小項目2、今後施設の整備などを考えておりますでしょうか。年数がたっている施設なので、今

後改修や改善の計画はありますか、お伺いいたします。

小項目3、料金は妥当な金額設定ですか、お伺いいたします。小中学生が110円、高校生が220円、大人の方が330円となっております。市の運営ですので、無料という設定もあると思いますが、今まで料金を頂いておりますので、私的には無料でも構わないと思います。今後、これらについての見直しの検討はありますか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

[安部晃市産業部長登壇]

○安部晃市産業部長 私からは、1番、米沢市消費喚起促進事業費補助金についてお答えいたします。

初めに、(1) どのような状況だったのかについてであります。令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大によりまして、各種行事、イベント、飲食を伴う会合などが相次ぎ中止、延期となり、さらには同年4月の緊急事態宣言に伴いまして、不要不急の外出自粛や事業者への休業要請など、飲食業や宿泊業をはじめとする多くの事業者が、深刻な影響を受ける状況でありました。

そのような中、これらの状況に対応するため、本市では様々な緊急経済対策を実施してまいりましたが、その中で本市独自の支援策といたしまして、個人消費喚起及び販売促進などに係る地域経済の活性化に資する事業を、複数の事業者が連携して実施する事業に対して支援を行う消費喚起促進事業費補助金を創設し、事業者同士が独自の発想により企画した事業を積極的に展開していただき、地域経済を元気にするための様々な取組を実施していただいたところです。

その後もコロナ禍の収束がなかなか見通せない状況が続く、事業者や団体などから支援の継続を望む声が多く寄せられ、市でも本補助金による経済波及効果が高いと判断し、制度設計を見直しな

がら、令和4年までの3年間にわたり本補助金での支援を継続してきたものであります。

具体的な補助内容を申し上げますと、令和2年度は補助率10分の10とし、2者以上で組織する団体の場合は補助金上限額を50万円、10者以上の場合は100万円といたしました。次いで、令和3年度は、前年度の実績などを基に補助内容を見直しまして、補助率を3分の2に引き下げた上で、2者以上で組織する団体の場合は、補助金上限額を一律50万円とし、次の令和4年度は、補助率は3分の2のままとした上で、2者以上で組織する団体の場合は補助金上限額を30万円、10者以上の場合は75万円として支援してきたものであります。

本補助金を活用した主な事業を申し上げますと、令和2年度の補助金創設後、いち早く取り組まれた事業が、米沢商工会議所青年部と青年会議所の若手経営者が中心となり展開された「びしゃもんプロジェクト事業」であります。県内で自発的に地域を挙げて、新型コロナウイルス感染予防対策と地域経済回復の両立を目指すプロジェクトを立ち上げ、飲食店をはじめとした市内事業者の経済活動を後押しするとともに、子供から大人まで市民を巻き込んだプロジェクトを展開し、感染予防対策と地域経済回復の両立の重要性について、市民の理解や意識醸成に大いに御貢献いただいた事業であります。

さらには、コロナ禍で売上げが落ち込んだ日本酒の消費拡大を目指し、酒類関連事業者が連携し、市内4つの酒蔵によるブレンド酒「アッサンブラージュ」を初めて企画販売し、県内外の消費者から大きな反響を呼ぶなど消費拡大につながったところです。

そのほかにも、各商店街や温泉街での取組のほか、麺業組合、菓子組合、水産物買受人組合をはじめとした業界団体や複数のカフェ、花店などが連携した事業など、様々な業種の事業者がそれぞれ連携しながら、独自の発想による趣向を凝らした企画により、コロナ禍で停滞する地域経済を盛

り上げ、消費喚起につなげていただくなど、本市独自の取組として一定の成果があったものと捉えております。

本補助金の実績額につきましては、3年間で合計63件の事業に支援を行い、総額4,096万8,000円を支出しております。

この実績報告書を提出していただく際に、各事業者から事業実施に伴う経済波及効果額などの成果についてお聞きしておりますが、3年間の経済波及効果額は合計で4億5,984万円に上り、補助金支出額の約11倍の効果額となったところです。そのほかにも、先ほど申しあげました「びしゃもんプロジェクト事業」につきましては、具体的な経済波及効果額が算出できないため、先ほどの効果額には含まれておりませんので、実際には金額以上の効果があったものと分析しております。

なお、成果があまり出なかった事業の検証につきましては、期間を限定した飲食関連イベントが苦戦されたという事例が数件ございました。その要因としましては、企画している段階では新型コロナウイルス感染症が小康状態にあったものの、イベントの開催時期になり、感染が再拡大してしまったことから、計画していた規模を縮小したり、延期するなど変更を余儀なくされたため、当初期待していた成果があまり出なかったものであります。しかしながら、各事業者が厳しい経営環境の中で、独自の企画を前向きにチャレンジして地域経済を盛り上げていただいた点は大いに評価しているところであります。

次に、(2) この補助金の課題はについてであります。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い経済活動が停滞し、多くの事業者が深刻な影響を受ける事態となっており、先が全く見通せない状況でありました。このような中で、本市では市民の地元での購買意欲を高め、個人消費喚起を促すことで地域経済を循環させるためには、事業者向けの手厚い支援策が必要と

判断し、補助率10分の10で消費喚起促進事業費補助金を創設し、支援を行ったものであります。

本補助金により一定の消費喚起の成果があったものと評価しておりますが、一方で課題としまして、補助率の設定の難しさがございました。令和2年度の補助事業当初時は、先ほど申しあげましたが、補助率10分の10で開始いたしました。事業者は補助対象外の消費税額分の経費を負担するだけで、その他の自己負担が生じないことから、事業に対する責任感が薄れたり、モチベーションが上がらないなどの課題も出てきたところがあります。しかしながら、補助率を2分の1までに低くすると、コロナ禍で売上げが極端に落ち込んでいる事業者にさらなる御負担をおかけすることになり、事業に取り組んでいただけないのではないかと課題もあり、翌年、令和3年度からは補助率を3分の2とした上で補助金の上限額を下げるなどし、事業の制度設計の見直しを行いながら展開してきたところです。そのようなことから、コロナ禍における本補助金の制度設計を行う上で、補助率の設定の難しさを課題として捉えたところでもあります。

次に、(3) 今後このような補助金は考えているのかについてであります。まずこの消費喚起促進事業費補助金につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍の影響で厳しい状況にある事業者を支援する目的で事業を展開したものであります。現在の社会経済状況は、諸物価の高止まりが大きな課題となっており、国でもエネルギー価格や食品などの物価高騰による市民生活への影響緩和対策を主眼に施策を展開していることから、6月追加補正予算で認めていただいたプレミアム付き商品券「愛の商品券2023」事業も、国の施策に呼応して市民生活支援のための対策として実施しているものです。

このようなことから、今後につきましては、国際的な経済情勢など先行きの不透明な状況が続

いているところでありますので、国、県の動向を注視しつつ、本市の経済状況を見極めながら、どのような支援策がより効果的なのかを引き続き検討し続けていきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、2の特定空家等の略式代執行についてお答えいたします。

初めに、特定空家等につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家法において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等と定められております。そのため、該当する可能性のある空き家が確認された場合、市では有識者で構成される米沢市空家等対策協議会に諮った上で、特定空家等の認定を行っており、認定後は法に基づく助言・指導、勧告、命令と措置を実施することになります。

御質問のありました略式代執行についても、空き家法に規定されており、特定空家等において所有者が存在しない場合など、所有者を確知できない場合、本来所有者が実施すべき必要な措置である空き家の解体や修繕などを行政が代わって講じるものとなります。

なお、略式代執行を実施する際にも、その公益性や妥当性の観点から、米沢市空家等対策協議会に諮り、総合的に判断することになります。

また、所有者が存在する場合においては、所有者が勧告、命令に対し、その措置が行われない場合等に、所有者に代わり行政が強制的に措置を実施する行政代執行があるところであります。

(1)の部分解体はできるのかについてであります。略式代執行において、危険な状態である

特定空家等の危険を取り除くことが目的になりますので、部分解体を実施することで危険の排除ができる場合には、部分的な略式代執行を実施することは可能であると考えております。しかし、建物の一部のみの解体とする場合においては、残る建物の強度や耐震性の確保の観点から、実際には困難な場合がほとんどであると捉えております。また、略式代執行による建物の解体を実施する場合には、国から2分の1の補助を受けており、補助金の交付要件として、建物の全部を除却することが求められているため、建物の一部解体を実施する場合には、国の補助要件を満たさないこととなります。さらに、建物の除却には多額の費用を要するため、市単独での予算での対応は難しいという課題もあり、特定空家等の対応については、その空き家一つ一つの状況が異なりますので、それぞれに応じた必要な措置により対処してまいりたいと考えております。

次に、(2)の今後の略式代執行はについてありますが、御承知のとおり、空き家の数は増加していくことが想定されております。所有者が不在である特定空家等についても増加していくことが懸念されております。先ほども申し上げましたとおり、建物の解体には多額の費用を要することに加え、所有者が存在しない場合に実施する略式代執行は費用回収の見込めないケースがほとんどであり、危険排除の最終的な手段として、必要があれば実施していくこととなります。今後も所有者不在の空き家の発生予防に向けた施策を積極的に実施し、空き家対策に努めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、3、米沢市営プールについての御質問にお答えいたします。

まず、米沢市営プールでございますが、この施設は平成2年3月に竣工した50メートル、25メートル、幼児、飛び込みの4つのプールを備えた施

設で、例年6月20日から8月31日までの期間、供用することとしております。

利用状況としましては、競技団体の公式大会や米沢市総合スポーツ大会、こども園や保育園としての団体利用や家族等での個人利用となっており、幼児から一般社会人までの幅広い年代の方々に御利用いただいております。

利用人数に関しましては、コロナ禍前の平均利用者数は年間約1万2,000人でしたが、新型コロナウイルス感染防止対策として入場者規制を実施しながら営業を行った令和2年度から4年度の3年間は、平均約6,500人でありました。今年度は入場規制を撤廃し、コロナ禍前と同様の運用で営業いたしました。連日の猛暑等の影響もあってか、コロナ禍前の利用人数までには達しない状況でありました。今シーズンの利用者は1万1,326人でした。

それでは、初めに（1）市民の方からの苦情や要望などはあるかについてであります。今年度及び近年におきまして、施設の指定管理者に寄せられた御意見、御要望はございません。また、現状では、利用者アンケート等も行っていないところですが、議員お述べのように、施設利用者の皆様から御意見をいただくことは、よい施設運営のために大切なことだと考えておりますので、今後何らかの形で利用者の皆様の御意見、御要望を把握できるよう、指定管理者と検討を行ってまいります。

また、教育委員会に対しましては、監視員等管理従事者の管理体制改善に向けた御意見をいただくことがありますので、必要に応じて指定管理者への指導、助言を行っているところです。

次に、（2）今後の施設整備などの考えはについてですが、まずは現在御不便をおかけしておりますプールサイドのシャワーの改修を検討いたします。不具合が発生している箇所のシャワー修繕については、コンクリート中に施工されている配管の不具合の状況をしっかり精査し、修繕作業

を行い、来期のオープン時には通常使用できるようにしたいと考えております。

また、この施設の大規模改修につきましては、米沢市公共施設等総合管理計画個別施設計画において、給排水設備とプールサイドの改修を計画しております。具体的な改修計画の内容といたしましては、全てのプールの循環ろ過装置及び給排水管の改修を行うとともに、50メートルプール、25メートルプール、幼児プールのプールサイドの舗装及び飛び込みプールの飛び込み台の改修を行うものです。

なお、この施設は竣工から30年以上が経過しているため、申し上げた箇所以外の設備等も劣化が進んでおり、今後これら全ての設備等を改修することとした場合には多額の費用が必要となることから、国、県等の補助を受けながら整備を行っていく必要があります。そのため、今後は米沢市まちづくり総合計画の次期実施計画策定に合わせ、改修内容及び改修工事等に活用することが可能な補助制度などを研究し、施設を利用される皆様に安全に御利用いただけるよう、施設整備を計画的に行ってまいりたいと考えております。

次に、（3）使用料は妥当な金額かについてですが、現在の市営プールの個人使用料は、午前、午後または夜間いずれかの1回につき小学生及び中学生は110円、高校生は220円、一般は330円となっております。いずれの区分も、令和元年10月1日の消費税の改正時に、それぞれ100円、210円、320円から改定して設定した金額となっております。

なお、本市のプールと比較的同条件の他市のプール使用料を見ますと、山形市の総合スポーツセンター屋外プールは、中学生以下が100円、高校生が150円、一般が250円です。酒田市の光ヶ丘プールは、小学生及び中学生が150円、高校生及び大学生が260円、一般が520円となっております。

施設使用料は、施設の規模、設備、管理方法な

ど様々な要素を考慮して各市町村が独自に設定しているものであり、他市町村との直接的な比較は難しいところですが、本市としましては、現在の市営プール使用料はおおむね妥当な金額であると考えております。

公共施設は、市民の皆様幅広く公平に利用されるべきものであるという観点から、施設を適切に保全し運用するためには、その施設の規模、使用する時間、施設の設備や提供するサービス内容等を考慮し、公正かつ妥当な金額を設定して、利用者の皆様に一定の受益者負担をお願いしながら管理運営を行っていく必要があります。

議員お述べのように、使用料の値上げを行って施設の充実を図ることは、財政的に厳しい状況が続く中で、施設を維持存続させていくためには有効な手段の一つであると考えますが、使用料の値上げを行うことにより、経済的な理由等から施設の利用が難しくなるといった状況が発生することは極力避けなければならない、可能な限り多くの市民の皆様が市営プールを利用できるようにしていかなければならないことを考慮しますと、現在の使用料を増額することは、現段階では考えていないところです。

しかしながら、今後とも他市町村の使用料の設定や本市の財政状況、市民の皆様の利便性などを総合的に考慮しながら、各公共施設の使用料の妥当性について、随時研究を行ってまいりたいと考えております。

市営プールにつきましては、来年の夏もより多くの市民の皆様安全に安心して御利用いただけるよう、指定管理者等と連携し、施設の適正な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 御丁寧な御答弁どうもありがとうございます。まず、順を追って質問させていただきたいと思います。

このたび行われました消費喚起促進事業費補助

金についてですが、先ほど産業部長が答弁なされたように、大変効果があったと私も思っております。費用対効果も十分に達成したように思いますが、こういった補助金は市民全員が共有するということが必要なのではないかと思います。

知らない方も多分いらっしゃると思うのですが、この補助金を2020年に小野川温泉観光協議会でも使わせていただきました。我々地域住民が一丸となって考えて、地域を巻き込んで計画させていただいた内容を申し上げますと、オリコンニュースの好きなユーチューバーランキング1位のユーチューバーに取り上げていただくことによって、小野川温泉の認知度、知名度向上を図り、小野川温泉により多くの人に来ていただくという計画を立てさせていただいて、人気ユーチューバーと動画配信という題目でさせていただきました。

これ、2021年3月から2023年8月まで830万人の方の視聴回数があったわけですが、私はあまり詳しくないのですが、これはすごい数字だということ、本当に大成功かなと思っております。また、このチャンネルを見て来たお客様が350名、そのうち宿泊、買物された方の金額が約300万円でした。100万円で300万円の売上げがあったということは、十分に小野川温泉でも費用対効果があったのだなと本当に思っております。

これがすごかったなと思うのは、先々月の7月、2023年7月に、大手旅行会社の特別プランとして、このユーチューバーの方のチャンネルで紹介された小野川温泉ということで載せていただきました。それによって、また見たよというお客さんも来ておりますので、この補助金は十分に成功したのではないかなと私自身思っております。

また、翌々年の2022年の補助金も使わせていただいて、これは冬のかまくらプランとして計画して、2023年、今年1月15日から3月5日までとしましたが、かまくらの利用者数が799名、出前の方が501名ということで、これも結構評価されて

いい人数ではなかったかと思っております。なので、こういった補助金といいますか、これは確かに交付金を使って国からのあれなのですが、米沢市独自でもこういった成功した例があるので、今後こういった、違うところからの補助金で、何とか今まで頑張ってきた人たちに持続していただくような考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 まず、この補助金による事業の効果が現在も誘客に結びついているということについては、大変すばらしいことだと思ったところです。しかしながら、この補助金については、まずはコロナ禍の影響で大変厳しい状況にある事業者を支援する目的で事業を展開したものと、今後さらなる効果が出るような事業につきましては、ただいま小野川温泉の取組、2つ御紹介いただきましたけれども、そういう取組内容に応じて、例えば観光面であったり、あるいは農業面との連携を図ることによって、効果がさらに期待できるような取組も検討することができるかと思っておりますので、そういう様々な視点から少しお話をお伺いしたいと思ったところです。よろしくお願ひします。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） ただいま産業部長から、農業面でもということをお答えいただきましたけれども、かまくらプランの計画に対して、その後テレビとか新聞で、豆もやしとセットですごく放映されたことで、これもまた非常に反響が多く、豆もやしが無いぐらいの状況でした、今年は。そういったものとも連携させて頑張っておりますので、今後消費喚起促進事業費補助金ではなくても、米沢市独自でこういった頑張っているところを応援するという考えはないのかどうか、お伺いいたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 豆もやしのテレビにつきましては、私も見まして、この事業が様々な分野に波及しているのだなと思ったところです。こういう地域活性化につながるような取組を積極的にされている皆様につきましては、先ほども申し上げましたけれども、いろいろこういうことがあればこういうことがさらにできるのではないかと、いろいろなお話をそれぞれお聞きしながら、よりいい支援策を検討できるようにしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 一過性で終わるのではなくて、持続して継続していくということが非常に大事なのではないかと、思っております。

最初のユークチューバーとの計画は、住民の方もみんなで話し合っただけで地域を巻き込んでやった計画ですので、地域ぐるみでやったということが、私は非常に大きかったなと思っております。なので、コロナの補助金ではありましたが、今後そういった面で頑張っているところに目を向けていただきたいと思ひますので、地域も頑張りますけれども、産業部長も何とぞよろしく頑張ってくださいと思ひます。その点いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 補助につきましては、必要な事業については、そういう形もあると思ひますが、最終的には自走していくという部分も大事になりますので、その点お話を聞きながら、まだ支援が必要な場合はそういう支援策を、いろいろお話を聞きながらつくっていきたく思ひますし、それが軌道に乗れば自走していただく形で進めていく、そのように考えておりますのでよろしくお願ひします。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 自力で皆さんやれば大変いいことなのだと思いますし、補助金頼りというのは、先ほど補助率のところでも産業部長おつ

しゃったように、自己負担がないということは、努力が足りないということも考えられるので、丸々補助金というのがいいかどうかというのは、私も疑問視しておりますけれども、なかなか厳しいときなので、その辺は行政にも頼らなければいけないのかなと思いますし、今小野川温泉、米沢市全体でも、国に対しても何らかの補助をお願いしたいということも頑張っておりますので、米沢市でも取り組んでいただきたいと思います。

次に、空き家対策なのですが、空き家はもうどんどん増えていますし、今米沢市内を見ても、ここは将来必ず空き家になるだろうという物件は、もう結構あるような気がいたします。なので、経費もかかります。なので、個人で本来であれば持ち主が解体するということが当たり前なのですが、なかなかそうはいかないところが多くて、私のほうの地域は何せ建物が大きいものですから、なかなかその辺が難しいし、持ち主の考えもあるので、そういったところもなかなか動きが見えておりません。

ただ、私が今回申し上げた部分解体はないのかということ、本当に危険といえますか、地域に及ぼす影響が大なものですから質問させていただいたのですが、重々、行政代執行だということになれば、全部を解体しないと国の補助金は下りないということは分かっておりますが、そこを何とか部分的に、私たち地域も何とかしなければいけないと思っておりますが、解体費用を地域で負担するかとなると、これまた非常に難しいことなものですから、その辺行政でどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 行政で解体する、先ほど部分解体という話もありましたが、解体の前提となるための特定空家等の認定が必要になります。その上で、略式代執行をする場合でも該当要件を満たす、この両方を満たす必要がありますので、そのような両方の要件を満たす場合について、行政が

手を施すという状況になりますので、そういった場合については、しっかり行政でも対応してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 私が申し上げている空き家は、個人の所有の部分もあるので、大変複雑な建物だと認識しておりますけれども、部分的に解体していただきたいということは、管財人も放棄しているとお聞きしていますので、誰の持ち物でもないのではないかと認識しております。

先日視察した下花沢の代執行を行ったところの、略式代執行についてという資料を見せていただくと、ここの4番目に、立入調査における所見と対策方針についてというところがありますが、ここで最後のほうに、近隣に及ぼす危険性を排除するためには略式代執行による解体工事の実施が必要と考えると書かれているのですが、うちの地域にある物件は、もう近隣に及ぼしているわけです。去年、おととしと2年間にわたり、隣のうちに屋根からの雪が落ちて、自己負担で改修させられたということもありますし、また道路に面しているところも非常に幅が狭く、向かい側と6メートルしかないわけで、大雪になって本当に大変なのですが、ここは公共のバスも通っておりますので、何とかそこだけでもという考えで今回申し上げたのですが、そういったことに関して、どういった方法でしたらいいかという手法はお聞きできないでしょうか、お願いいたします。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 最終的に行政が手を加えて解体を施すという場合については、やはり法要件をしっかりと満足しない場合についてはできないことになっております。御指摘の案件につきましても、本市においても落雪による危険性を排除するために、安全措置によりまして雪庇取りであったり、そういったことを行いながら危険を排除しているところであります。

略式代執行の前提となる特定空家等の認定条件

を現時点では満たしておりませんので、今後もその状況については注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番(関谷幸子議員) 昨年も、私が解体してほしいという建物の一部なのですけれども、道路に面しているところの雪が道路を塞いで、バスが通れなくなったという事例もあり、そのときは市でも軒を壊してくれて、道路にかからないようにしていただいて、そこは何とか無事に今年が終わったのですけれども、雪下ろしも市でやっていただいて、本当にお世話にはなっておりますが、ここは解体費用もそうなのですけれども、この屋根の雪下ろしに70万円もかかるということは、今後ずっと70万円の屋根の雪下ろしをその空き家に対してするのかどうか、これでいいのかどうかということも懸念しておりますので、その辺の考えはどういったものでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 安全措置を継続していけば、やはり市の負担も大きくなるものと捉えているところであります。それが、将来市が解体するときよりも経費がかかる状況もあるのかもしれない。

ただ、結果として、そのような場合もあるかもしれませんが、やはり代執行につきましては、私的財産に行政権限を強制的に行使するというものでありますので、実施段階でしっかり法要件を、事実認定できなければ、行政が私的財産に手を加えられないということもありますので、そういった中で、今後も御指摘の案件につきましては、我々としても空き家というところで、データベースで様々なパトロールなどでも注視しておりますので、そういったところを継続して続けてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番(関谷幸子議員) 今後、気象も異常ですし、雪が今年どうなるかという不安もたくさんあり

ますが、降らないか、もう大雪になるか、どちらかなぐらいの気象状況と考えております。それで、大雪になった場合にどうなるのだろうと思うし、ただ建設部長がおっしゃるように、代執行するための条件を満たしていないというのは重々分かります。部分解体してほしいという建物は、そんなに古くなく、50年もたっていないものですから、そういった面でも難しいなとは思いますが、どういった方法で、住民を巻き込んでしたらいいのかなどというのを、今地域でも検討しておりますけれども、そういったところにぜひ行政も参加して、どうしたらいいのかという、もし万が一危険を及ぼし、隣の方に今年も雪がたって、また壊れたということ、そうそう大変なことではないかと、自己負担も大変なことではないかと思っておりますので、その辺はしっかりと協力していただきたいかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 今後も空き家は増えていくと想定されます。今後も官・民・地域で連携いたしまして、法令に基づきまして適切な対応を講じてまいりたいと考えております。何よりも空き家を発生させないということが重要でありますので、所有者の管理意識の向上であったり、理解促進に資するような施策、例えば家の終活セミナーの開催であったり、様々な機会を捉えながら、そういったところを実施していきたいと考えております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番(関谷幸子議員) 持ち主というか、そういう方もいらっしゃるし、なかなか非常に厳しい状況なのですけれども、このところは、一応持ち主は放棄していないと伺っているのですが、そういった場合でも何ともならないのかなということを感じているのですけれども、これはどういうふうに、地域のほうで考えていますが、何か本当にいい方法はないのかということを伺いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 具体的にどのようにするかというアイデアは持っていないわけではありますが、今後もやはりその物件につきましては、建物の状態を注視しながら、地域などともいろいろお話をさせていただきながら、今後様々研究してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 市民プールについてお伺いしたいと思います。

この質問は、市民の方から私に意見として、利用された方がおっしゃったことで質問させていただいたのですが、私も2回ぐらい見に行きましたが、一見何かきれいだなと思うのですが、よく見ると非常に不具合なところがありまして、まずすのこです。すのこというか、更衣室にすのこがないというのが、皆さん、危険かなと。けがしたらどうするのだろう、例えば何か、くぎはないだろうけれども、ガラスの破片とか落ちていたらどうするのだろうということを再三言われたものですから。

ただ、先ほど教育長が壇上でおっしゃったように、今後、室外のシャワーを修理するのだとおっしゃっていましたが、2か所ついていましたけれども、1か所は全く使えない状況で、もう1か所も出るところと出ないところが見受けられました。私に意見を言ってきた方は、小さい子供といつも行くらしくて、塩素でかなり消毒していますよね、プールの水は。それをシャワーで一応落とさないと、アレルギーになったらどうするのだというようなことだったものですから、その辺は早急に修繕していただきたいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今議員から御指摘のありましたシャワー設備の不具合に関しましては、今御紹介があったように、プールサイドにありますシャワーのうち、北側、男子更衣室側のシャワー

の水栓バルブに不具合がございまして、そこを閉じても完全に水が止まらないという状況になっているために、元栓を閉じて使用停止としているものでございます。大変御不便をおかけしておりますが、今現在更衣室の中にあるシャワーについては4基ございますので、利用者の方々にはそちらを御利用いただいているという状況であります。なお、修繕に関しましては、来期オープンに間に合わせるように、何とか進めてまいりたいと考えておるところです。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） その件に関してはよろしくお願いたします。

あと、シャワーの設備の中で、何かきれいになっていないのです。掃除されていないのではないかとこのところが見受けられまして、大きい施設ですから、なかなか管理しているところも大変なのかとは思いますが、そういったものに対して市民の方は非常に敏感ですので、私も思うのですが、安全であると、また清潔だということが一番の基本ではないかと思えます。設置されている外のシャワーの部分については、本当にいろんなものが落ちていて、きれいになっていませんでした。あと、更衣室には、私が昔行ったときにはちゃんとすのこがあつて安全だったと思うのですが、今回見させていただいたら、すのこもなくなっていますので、本当にこれは小さい子供だったら痛いかなということも感じられました。

そういったところも厳しい状況の中ではありますが、お伺いしたところによると、先ほど入場料と人数をお聞きしましたが、1日大体100人ぐらいは入っている施設だと思っております。なので、結構利用している方が多いのではないかと考えておりますので、その辺は一番はきれいにしていただきたいなということなので、その辺もう少し丁寧にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 御指摘ありがとうございます。

清掃に関しましては、更衣室、シャワー施設に限らず、施設全体を通して、協定の中で仕様書で定めておまして、日常的な清掃、それから年数回の清掃的など、その場所ごとに指定管理者をお願いしているところがございますが、なお今年度の営業といいますか、オープンは8月31日をもって終わりましたので、次年度に向けてしっかりとその辺は指示しながら、清掃作業については進めてまいりたいと考えております。

なお、すのこの件でございますが、コロナ禍前まではすのこを更衣室前に設置しておまして、足の裏についた水滴や汚れ等を拭き取る等の用途で使用していただいております。ただ、令和2年度以降なのですが、コロナ禍になりまして、消毒作業を円滑に行うためにすのこを撤去したところがございます。なお、5月8日をもって5類に移行したということもございますので、次年度のオープンに向けましてということになるかもしれませんが、更衣室の前には再度すのこを設置して、床の滑り等を最小限にとどめるように工夫していきたいと考えております。よろしく願います。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 米沢市公共施設等総合管理計画の個別施設計画のスポーツ施設編を見せていただいても、かなり修繕というか、設備には莫大な費用がかかると思います、今後。なので、厳しい状況の中ではありますが、みんな市民が楽しく、清潔に安心して使用できるような施設にしてもらいたいと思います。

それから、最後に長寿化対策を図る必要があると書いておられますので、一度には難しいのかと思いますが、皆さんが、市民が楽しく利用できるようにしてもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○相田克平議長 以上で4番関谷幸子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時05分 休 憩

午後 1時05分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、米沢市における森林環境譲与税による今後の具体的取組は外2点、8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕（拍手）

○8番（影澤政夫議員） 皆さん、こんにちは。市民平和クラブ、影澤です。本日もお忙しい中、時間帯にもかかわらず、議会傍聴にお越しいただいた市民の皆さん、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、大項目の1、米沢市における森林環境譲与税による今後の具体的取組についてお尋ねいたします。

私たち納税者一人一人から年間1,000円徴収される制度が間もなく始まります。制度の在り方を検証し、本市においても適切に活用されるよう、確認と一定の提案も含めた質問とさせていただきます。

小項目の1、現状までの森林環境譲与税などの本市利活用実態についてお尋ねいたします。

御案内のように、2019年度から先行する形で国庫からの交付金（森林環境譲与税）の配分が始まっております。今まで本市として、意向調査準備経費、基金としての積立金、木材利用普及啓発、森林整備費などの順で活用しておりますが、まずこれらの活用内容と目的など、併せてやまがた緑環境税との関連についてお尋ねいたします。

次に、小項目の2、米沢市森林整備計画への活

用の展望についてお伺いいたします。

昨年4月に策定された本計画には、やまがた緑環境税や森林環境譲与税を活用し、森林や木材のすばらしさを幅広く、様々な整備計画を通じPRしていくこととするなどの方針が示されております。

そこでお尋ねいたしますけれども、令和14年までの長期にわたる計画ではありますが、このタイミングでの本市の方針、具体的な展望や制度設計などお聞かせいただきたいと存じます。

次に、小項目の3、ゼロカーボンシティ達成との関連性についてお尋ねいたします。

さきの3月定例会において、市民平和クラブの我妻議員の質問を受け、市長は、ゼロカーボンシティ達成に向けての要素として、本格的な森林環境税開始と、都会との連携といったキーワードで将来展望を模索すると御答弁されてございます。具体的な本市施策への可能性と実現策について、現状での御所見をお尋ねいたします。

次に大項目の2、本市オープンデータなどの活用促進についてです。

官民データ活用推進基本法の施行により、国のオープンデータポータル、e-GOVなどの急速な展開について検証するとき、本市におけるオープンデータ推進の具体的な取組、考え方についての質問でございます。

小項目の1、オープンデータの定義と推進ガイドラインの整備についてお尋ねいたします。

本市として、オープンデータ推進ガイドラインなどの作成について、現状整備されているのかどうか。そして、それは国などのガイドラインの教示に基づく対応がなされているのかも含め、お伺いいたします。

続いて、小項目の2、オープンデータ推進に関する取組体制についてお尋ねいたします。

米沢市のホームページでオープンデータと検索いたしますと、残念ですが、项目的にも質的にも取組の遅れは否めないと私は思います。取

組を進めるためには、やはりマンパワーも大いに関係すると考えられます。本市として、どのような体制、人員で対応してこられたのかお聞きし、今後の具体的な体制強化策などについて、当局のお考え等あれば、お聞かせいただきたいと存じます。

小項目の3、明確なプラットフォームの整備と将来的な文書管理などの考え方についてお尋ねいたします。

米沢市のホームページには、様々な文書や公開データが内在するものの、各担当課のページに分散している。そこで、米沢市のオープンデータ等ポータルサイトを早急に構築し、データはもちろん、行政申請なども含め、ジャンル別の検索を可能にし、市民サービスをはじめとして、利用者の利便性を高める構築を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。当局の御所見をお聞かせください。

最後に、大項目の3、米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画についてお聞きいたします。

さきの6月定例会において、本件に係る後年度負担予算案が議会上に上程され議決されました。しかし、建設予定地の災害リスクと、伴う今後の国庫補助金などの扱いも含まれる本案内訳について、6月定例会に引き続き、しぶとく質問させていただきます。

小項目の1、浸水想定区域に公共物を新設する際の国庫補助の在り方についてお尋ねいたします。

当該計画予定地は明らかに災害リスクがある場所とされています。したがって、官庁施設の基本的性能基準の履行についても危ぶまれる場所であるとの認識は、市民皆さんとも共有できるものだと私は考えております。しかし、議会上に上程された債務負担行為の内訳には、国庫支出金1億9,697万5,000円の計上がなされておりました。果たして災害リスクが想定される場所に、この種の国庫補助金は認められるものでありましようか。

この点について、まず当局の御見識をお示しいただきたいと存じます。

加えて、さきの6月定例会一般質問での私の質問に対し、教育管理部長は「建築物の設計は、事業者提案による」と答弁されており、したがって本来厳密に行わなければならない補助金の算定根拠として、どのような設計面積などを想定し、算出、申請されるものなのか具体的にお答えいただきたいと存じます。

続いて、小項目の2、最終的な適地判断について審議したとする公共施設等総合管理庁内検討委員会についてお聞きします。

適地決定判断について、教育長は再三にわたって教育委員会が勝手に判断したものではなく、庁内検討委員会に諮問したものだと御答弁でした。その場合、例えば先ほどの小項目1の補助金などの考え方や、事後の会計検査院の対応なども含め、十分協議されたものかお聞かせいただきたいと存じます。

また、今年度の米沢市重要事業要望書の26ページにも、公立学校施設整備に係る補助単価を、実情に合った額にとの要望を上げているところがあります。本市財政負担をできるだけ軽減する方向性について、庁内検討委員会では十分な検討と綿密な計算値まで合議されてきたものと考えますが、いかがだったでしょうか。

最後に、小項目の3、本計画に係る民間資金調達などの考え方についてお尋ねいたします。

さきの6月定例会において「契約額がまず予定価格を超えることはない」と教育管理部長は御答弁されております。しかし一方で、当初計画では事業者側負担とされていた光熱水費について、本市が直接負担するとした点から考察すれば、逆説的に既に当初計画の破綻を意味しているようにも取れますが、いかがでしょうか。

また、これも当初から計画書にあった起債対象外の経費について、事業者が資金を調達するとしていた部分、債務負担行為額の内訳のどこに含ま

れているのか、いないのか、明確にお答えいただきたいと存じます。金利の上昇や関係法令改廃以外、事業費の変更はないと断じられた御答弁からすれば、本事業に当たって事業者側の起債は必要としなかったとの認識でよろしいのかどうか、当局の御所見を御教示いただきたいと存じます。

最後になりますが、米沢市学校給食共同調理場整備運営事業実施方針について、事業者公告の7月7日と同時に発表された入札参加要件の変更点として、選定事業者、つまり管理会社SPC業務の第三者再委託（下請）を認めることとされた点について、その理由、内容についてもお聞かせいただきたいと存じます。

以上、演壇からの私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1番、米沢市における森林環境譲与税による今後の具体的取組についてお答えいたします。

初めに、(1)の現在までの森林環境譲与税等の本市の利活用実態についてであります。ただいま議員のお話にありましてとおり、森林環境譲与税につきましては、令和6年度から1人年額1,000円を国税の森林環境税として個人住民税均等割に上乗せされ、市町村が賦課徴収し、都道府県、市町村に配分・譲与されます。森林整備に関わる厳しい現状を踏まえ、令和元年度から前倒しで譲与されてきました。本市の譲与額は、昨年までの4年間で1億1,589万9,000円を受けてきたところあります。

本市で森林整備を行うためには、森林資源の解析や森林経営が成り立つ森林の選定、そして森林境界を明確にする必要があることから、この森林環境譲与税を活用して、そのための準備として、令和元年度に航空レーザー測量を活用したモデル事業に取り組み、その効果を検証し、令和3年度から市内全域へと航空レーザー測量を展開し、

現在その解析や森林評価を進めております。

航空レーザー測量関連の政策以外にも、令和2年度からは、木材利用普及啓発の一環としまして、新生児への木製品贈呈事業や、森林整備事業として森林組合が実施する下刈りや間伐などの森林保育に要した経費に対する補助事業を開始しており、令和3年度からは、林業労働安全対策事業として林業従事者の安全確保のため、切創防止用防護具などの購入費補助、令和4年度からは、木材利用促進として、ペレットストーブやまきストーブの設置費用に対する補助事業を実施しているところでもあります。

次に、県税のやまがた緑環境税についてですが、荒廃が進む森林の整備や県民参加による森づくり活動に取り組むことなどを目的とし、平成18年から施行され、県内に住所や事務所などがある個人、法人が納税者となり、個人は年間1,000円、法人は資本金などの額により年2,000円から8万円を納めていただいております。県内の各市町村は、このやまがた緑環境税を財源とした県交付金を活用し、独自性のある森づくりや自然環境保全事業を展開しているところです。

本市における近年の交付金実績、令和元年度から4年間の交付金の合計は2,773万7,000円となっております。

これらを活用した主な事業としては、小学校、学童保育所、地区コミセン等との連携による森林学習などのイベントを行う里山体験事業や、緩衝林帯の下刈りなどを行う里山林保全事業、また松くい虫被害予防対策を行う景観保全事業といった森づくり活動を実施しているところです。

次に、森林環境譲与税とやまがた緑環境税との関連性についてですが、本県では、森林に関する国税と県税の2つの税があることとなりますので、各市町村はこの2つを財源としながら森林整備などを行うこととなります。

本市では、これまで述べてきましたように、森林環境譲与税につきましては、主に公的な森林整

備に要する費用に充てていくこととしており、やまがた緑環境税につきましては、主に森林所有者が自ら管理する場合の支援や里山体験事業などに充てていくこととしているところでもあります。

次に、(2)の米沢市森林整備計画における活用の展望についてですが、この計画は森林所有者などに森林整備の方針や森林施業の指針を明らかにし、計画的な森林施業を進めるため、森林法に基づいて策定しているもので、5年ごとに作成する10年を1期とする計画です。また、国の全国森林計画及び県の地域森林計画とも整合を図りつつ、市内の私有林の森林整備を推進することを主な目的としているものです。

林業を川の流れに例えますと、川上が森林所有者や伐採業者、川中が製材業者や加工業者、川下が建築業者や消費者となりますが、現在の本市の林業は、森林境界が不明確であることや林業従事者の不足など様々な課題があり、もう少し流れをよくしていかなければならないと考えております。このため既存の補助事業や森林環境譲与税、そしてやまがた緑環境税と様々な財源を、森林境界の明確化など本市の課題に応じた対策に活用しながら森林整備を推進していく必要があります。本市の森林整備計画は、そのための指針となるものであり、林業という川の川幅を広く流れをスムーズにしていくためのビジョンでもあります。

本市の豊かな森林の多面的機能を発揮させつつ、林業の成長産業化を目標に、またかけがえのない大切な森林を未来の世代につないでいくため、本計画に基づきながら各種施策を着実に実施してまいります。

次に、(3)のゼロカーボンシティ達成との関連性についてですが、本市では、令和2年10月に米沢市ゼロカーボンシティ宣言をいたしました。その実現には二酸化炭素吸収源対策も含めて、市内私有林における森林整備の推進は必要不可欠であります。このため、既存の補助事業

の活用はもちろんです。森林環境譲与税や、やまがた緑環境税を活用して、森林整備や森林伐採の面積を増やししながら木材利用を促進しつつ、切ったら育てる、森林資源の循環利用のサイクルを繰り返し続けていかなければならないと考えております。特に利用するということにつきましては、昨年7月に米沢市の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を改正し、より積極的に木材利用を推進していくことにしたところであり、民間企業におきましてもSDGsやESG投資の観点から、持続可能な材料である木材を積極的に活用しようとする社会的な機運が高まってきています。また、ウッドショックによる外国産材の値段高騰の影響もあり、国産材の利活用につきましては、追い風となっている状況にあります。

このような中、置賜広域行政事務組合が中心となって行っている東京都港区との都市間交流を契機に、現在同区と「間伐材をはじめとした国産材の活用促進に関する協定」の締結を目指し、協議を進めているところであります。このことにより、本市製材業者や木製品加工業者などの製品を港区内で活用する機会が創出され、本市の森林整備の促進と木材関係業者のさらなる発展につながることを期待しております。

また、森林の少ない都市部におきましては、森林環境譲与税を基金に積み立てて利活用に至っていない自治体も多いとの話もあるようですので、そうした都市と連携しつつ、様々な機会を捉えて、本市の木材や木製品のPRをより一層展開しながら、本市の豊富な森林資源の利活用を推進していきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、2の本市におけるオープンデータ等の活用促進についてお答えいたします。

初めに、(1)のオープンデータの定義と推進ガイドラインの整備についてですが、国が定めたオープンデータの定義としましては、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう公開されたデータであって、営利目的、非営利目的を問わず、2次利用可能なルールが適用され、機械判読に適したものであり、無償で利用できるものとしており、本市においても同様の考えの下、平成30年4月に「米沢市オープンデータの推進に関する基本方針」を作成し、オープンデータ化に取り組んでいるところであります。

国では、地方公共団体によるオープンデータの実現を促進するため、データ公開等に関する基本的な考え方や、取組体制等を整備したガイドラインを定めており、本市の基本方針もこのガイドラインを踏まえて定めたものであります。

公開するデータの選定については、国では、自治体標準オープンデータセットとして、現在、基礎自治体としては22項目の推奨データを定めておりますが、本市ホームページ、オープンデータの項目での公開は、公共施設一覧、指定緊急避難場所一覧、地域・年齢別人口の3項目にとどまっているところであります。なお、国の推奨データとしては、文化財をはじめ、子育て施設、介護サービス事業所、医療機関、観光施設などの一覧も定められており、この中には市のホームページ上に既にデータが存在し、オープンデータとしてフォーマットを整理すれば、オープンデータとして公開できるものもあると考えております。

次に、(2)オープンデータ推進に関する取組体制についてですが、本市のオープンデータに関する業務は、現在政策企画課の情報システム担当で対応しており、この部署では庁内の情報システム管理のほか、行政DXへの対応なども担当しております。オープンデータの推進にまで手が回っていないのも事実ですが、個別のデータを所管する各部署のほか、市ホームページを統括する秘書広報課と連携し、オープンデータの推進に

取り組んでまいります。

次に、(3) 明確なプラットフォームの整備と将来的な文書管理の考え方についてですが、私からはプラットフォームの整備に関してお答えし、文書管理の関連については総務部長が答弁いたします。

本市では、今年度、統合型GIS整備事業として、市の各部署で保有している地理情報システムを一つのシステムに統合する業務を進めており、新しい機能としまして、市民の利便性につながる地理情報をデジタルマップとして作成し、市のホームページで公開することとしております。これがオープンデータのプラットフォームとしても機能するものと考えております。

現在の予定では、国が定めた22項目の推奨データのうち、公開中の3項目に追加して、合計8項目程度は公開できるのではないかと見込んでおり、推奨データ以外にもごみ収集所情報や熊出没情報、選挙の公営ポスター掲示場などの地理情報も公開する予定であります。今後は、このデジタルマップを積極的に活用し、オープンデータの拡充に努めてまいります。

また、今年度は市ホームページの全面更新にも取り組んでおりますので、各部署の行政情報を市民が見やすく、探しやすくする手法についても考えてまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、2、本市におけるオープンデータ等の活用促進について、(3) 明確なプラットフォームの整備と将来的な文書管理の考え方についてのうち、将来的な文書管理の考え方と情報公開制度との関連についてお答えいたします。

まず、将来的な文書管理の考え方ですが、本市では、米沢市文書管理規程で、庁内の文書管理に関し基本的な事項を定め、文書の收受、作成、保

存といった管理を行っております。現在、本市の文書は原則、紙での管理としておりますが、文書の安定した保存の継続や保存スペースの拡張という課題があり、ペーパーレス化を進めるため、将来的には文書の電子化を考えております。オープンデータとしての利活用は電子化が前提であることから、オープンデータ利用促進にもつながるものと考えております。また、文書の整理、分類、検索といった点で業務の効率化も見込まれますので、本市が保有する電子データをオープンデータとする作業にも有効に働くものと考えます。

次に、情報公開制度との関連についてですが、地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインでは、オープンデータとして適当でないものとして、個人情報を含むもの、公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるもの、法人や個人の権利利益を害するおそれのあるものなど、公開することが適当でないものが示されています。これらは情報公開制度の不開示情報に該当すると考えられますので、オープンデータとして提供されるデータは、こうした不開示情報が含まれていない情報と考えております。特に詳細な情報を組み合わせることで個人が特定されることのないように十分配慮していく必要があります。

情報公開制度は、行政の透明化を図るために条例に基づき、市が保有する公文書の写しを請求者に提供するものであり、2次的な利用が前提となっているものではございません。一方で、オープンデータは市が主体的に情報公開し、2次利用を想定し、提供するデータを利用しやすい形式に加工して提供しますので、2つの制度は全く異なるものです。オープンデータの拡充が今後進むことになれば、これらの制度の違いを十分御理解いただき、目的に応じた利用ができるように周知していくことが必要と考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、3、米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画についての御質問にお答えいたします。

初めに、(1) 浸水想定区域に公共物を新設する際の国庫補助の在り方についての質問で、浸水想定区域に公共施設を建設する場合、国庫補助金は認められるのかとお尋ねについてですが、このたびの学校給食共同調理場の整備においては、国の補助要綱である学校施設環境改善交付金交付要綱及び公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目に沿って補助金が交付されるものであります。この補助要綱等では、整備箇所の区域指定により補助対象外とする定めはないことから、補助事業として認められるものと考えております。

なお、このたびの御質問を受け、改めて山形県を通じて文部科学省に問合せをしたところ、浸水想定区域に施設を建てることをもって、国庫補助の対象外となることはないという回答があったところです。

次に、補助金の算定根拠についての御質問であります。公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目に定める学校給食の施設基準を根拠としているところです。建物については、共同調理場から提供する全ての学校に係る児童生徒数により、補助対象の上限となる基準面積が定められており、当該施設においては、炊飯施設、アレルギー対応室と合わせて941平方メートルとなり、これに補助単価を乗じて計算していきます。さらに、設備類については、附属施設として、釜、調理台、食器洗浄機、ボイラーなどの調理に必要な設備類や厨芥処理機、浄化槽などの排水処理施設を整備する場合にも、それぞれ基準金額が定められており、これらの合計額に補助率を乗じて補助金の額を算定しています。

なお、建物面積1,700平方メートルの想定に対し、事業者提案面積が、国の補助基準面積である941平方メートルを下回ることはないものと考えて

おりますが、仮に下回った場合は、補助金の額は減少しますが、同時に事業費も減少すると考えられるため、財源的な不足を生じるおそれはないものと認識しているところです。

次に、(2) 適地判断を行った公共施設等総合管理庁内検討委員会についての御質問にお答えいたします。令和4年8月3日に開催された第4回公共施設等総合管理庁内検討委員会において、学校給食共同調理場の建設候補地に関して、3つの候補地を11項目にわたり比較検討したものを説明し、委員からの質疑応答の後、第六中学校のグラウンドを建設地とすることについて、庁内検討委員会の合意を得ています。会議の議事要旨には、主な質疑のみ記載となっておりますので、御理解願います。

なお、浸水想定区域での補助事業の可否や、会計検査院の対応も含め協議したのかとの御質問ですが、国の補助要綱等に整備箇所の区域指定により補助対象外とする定めはなく、必要がないことから、公共施設等総合管理庁内検討委員会でそうした協議は行っておりません。

次に、(3) 本計画に係る民間資金調達等の考え方についての御質問にお答えいたします。

初めに、共同調理場の光熱水費について、当初の事業者負担から市負担としたことは、計画破綻を意味しているのではないのかとの御質問にお答えいたします。これまでの多くの共同調理場のPFI事業では、光熱水費の支払いをPFI事業に含めている事例が多いところですが、最近では光熱水費の上昇幅が非常に大きく、参加事業者側で適切に見積もることが困難な状況です。このためPFI事業に含めず、自治体側で直接支払うこととしたものであり、他自治体でも工夫した事例として聞いているところです。

事前に本事業へ参加の可能性が見込まれる複数の事業者からの聞き取りを行ったところ、光熱水費の支払いをPFI事業に含めた場合、事業者がリスクを回避するため入札額が高額になるおそ

れがあり、入札参加が困難となるとの話を伺って  
おりましたので、このような状況から市が光熱水  
費を直接支払うこととしたものです。間接的にP  
F I事業者が支払うか、直接市が支払うかが違う  
ものであり、これをもって計画が破綻しているとの  
指摘には当たらないものと考えます。

次に、起債対象外経費の事業者が資金調達する  
部分は、債務負担行為額の内訳のどこに含まれて  
いるのかとの御質問ですが、令和5年5月31日の  
市政協議会で説明いたしました資料の債務負担  
行為額の内訳の表の施設整備費の項目で、令和8  
年から令和22年度の部分に記載している1億  
4,418万円がそれに当たるところです。この金額  
を事業者において資金調達することとなります  
が、事業者が自己資金とするか、借入資金で調  
達するかは事業者の判断となるところです。

また、事業契約期間中における事業費の変更  
については、物価や金利の変動、関係法令の改  
廃などによるものが想定されますが、ほかにも  
計画が変更された場合の取扱いについては、本  
事業で市が要求する水準は、入札公告の際に  
公表している要求水準書に記載しているところ  
であり、要求水準を変える場合は本市と事業  
者で協議を行い、必要に応じて契約変更によ  
り対応していくこととなると考えております。

次に、公募に当たり、選定事業者に第三者再  
委託を認めた理由についての御質問ですが、  
実施方針に関する質問回答の中で、再任が  
できるものを選定事業者を加えております。  
これは、事業者からの質問にもあったと  
おり、SPCの財務管理等を行う事業マネ  
ジメント企業にSPCが委託することも考  
えられることから追記することとし、入  
札参加者に交付している入札説明書にお  
いて、業務の一部を再委託可能とした  
ところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） いつもながら御丁寧な御  
答弁ありがとうございました。

項目を追って、一つ一つ確認させていただき  
たいと思いますので、まずは大項目の1番の  
部分で、いわゆる森林環境譲与税とやまがた  
緑環境税の関係について、森林経営管理制  
度の兼ね合いということの中で、法の定め  
によりますと、両税の用途が重複しないよ  
うにという規定もあるのですけれども、そ  
のすみ分けとして、いわゆる森林経営管  
理制度で御本人がやりますよ、いや、こ  
れは自治体の方お願いしますよ、この違  
いなのですか。教えてください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 令和元年度から森林  
経営管理制度がスタートいたしました。森  
林経営管理制度につきましては、手入れの  
行き届いていない森林につきましては、  
市町村が森林所有者から経営管理の委  
託を受けると。そうした中で、林業経  
営に適した森林は、地域の、例えば森  
林組合をはじめとした林業経営者に  
再委託する。一方で、林業経営に適  
さない森林につきましては、市町村  
が公的に管理していくことになる制  
度です。それに併せて、森林環境  
譲与税が前倒しで譲与されること  
になりましたので、基本的に国税  
である森林環境譲与税につきま  
しては、公的な森林整備に使うた  
めの財源として充てていくと。

本市では、例えばこういう森林整備を進  
めていく上で課題となっているのが、  
境界が不明確であったり、あとは  
森林整備をするに当たってどうい  
う樹木がどういう密度でどうい  
う成長度合いであるのかどうか、  
また森林整備をする上では地形  
も大事ですので、そういう部分  
を分析するためにレーザー測  
量をしてきているという状況です。

一方、やまがた緑環境税につきま  
しては、森林環境譲与税に先行  
して、平成19年からスタート  
しておりますけれども、こちら  
につきましては、主に市町村  
や地域住民が行う森づくり  
などのソフト事業であったり、  
ハード事業として荒廃森林  
などの整備ということもあり  
ます。

そこで、重複というのが御質問  
のように一番問

題になりますので、県では評価委員会というのを  
つくっております、まずは今のスキームでやま  
がた緑環境税については使っていただくと。その  
上で、令和8年度に向けて、森林環境譲与税が各  
市町村でどう使われているのかを見て、改めてや  
まがた緑環境税の使い道について考えていくと  
いう形を取っております。米沢市でも一部ダブっ  
ている部分はありますけれども、普及啓発関係の  
事業でダブっている部分はありますが、基本的  
にはそのように使い分けていくという形で考え  
ているところです。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 非常に今勉強になりました。  
いずれ、見直しも可能性としてはあるのだけ  
れども、現状はこういうすみ分けをしているとい  
うところだと思います。

あと、都会との関係ということで、森林環境譲  
与税の使い道なのですけれども、市長、恐らく都  
会では、森林環境譲与税の性質配分からしても、  
人口、それからそれに付随する就労人口なり、森  
林面積ということも含めて、確かに大都会で森林  
などないわけですから、ほぼ人口で配分が決定さ  
れるということも含めて考えれば、非常にターゲ  
ットとして狙いやすいという言い方は失礼かも  
しれませんけれども、私どものような森林を抱え  
る自治体からすれば非常にありがたいことだろ  
うということで、ぜひこれは進めていただきたい  
と思いますし、もっと幅を広げて、さらに森林の  
ない大都会がたくさんあるわけですから、その辺  
のところの展望ということについてはどのように  
お考えですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 まず、港区との交流につきま  
しては、置賜広域行政事務組合の交流を契機に、  
そういう協定締結の申出をさせていただいて  
いるところです。また、実際、都会の森林のない自  
治体におきましては、全国のいろいろな自治体の  
ことも考慮し始めて、例えば〇〇市の森とか、そ

ういうものをつくっているところもあるよう  
です。まだまだ情報不足で分かりませんけれど、  
そういう形でまだ十分森林環境譲与税の活用  
に至っていない自治体というのはあるかと思  
いますので、そういうところとぜひお話をさ  
せていただきながら、米沢市の森林、木材の  
利用につながるような取組を進めていきたく  
思っているところです。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひお願いいたします。

それとあともう一つ、お願いといいますか要  
望になりますが、今回森林体験交流センター  
がああいった形で条例廃止ということになり  
ました。子供たちが森林に親しむということ  
からすれば、例えば米沢市の場合、大森山  
森林公園がございます。これは都市公園法  
とも兼ね合いは出てくるかもしれませ  
んけれども、実際問題、その整備、そう  
いったこと、それから今までいろいろ  
チャレンジしてこられた若い方々の意見  
などを聞きますと、もうちょっと整備  
してもらいたい。議会でも、例えば  
様々な遊具も含めて、森林に親しめる  
ような、そういったことも含めて対  
応できるような、そういう施設に  
したらどうかという話も若い方々  
からいただいているという話も聞  
きます。その辺の活用方法という  
ことでは、公園をこれから見直  
すということもあるかもしれませ  
んけれども、具体的に考えていら  
っしゃるのかどうかお知らせくだ  
さい。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 米沢市の森林整備計画の中  
でも一部言及しておりますけれども、今お話の  
ありました、市民の皆さんに親しまれる斜平山  
ゾーンというのでしょうか、そういうところ  
の森林レクリエーションにつきま  
しては、市街地に近いということもあ  
って、楽しむことができるよう適切  
な維持管理をしていくことによって、  
本市の保健文化機能、森林による保  
健文化機能の向上につながるもの  
だと思いますので、そこについては  
いろいろ

ろと考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひそういった部分について、様々な市民団体もございます。確かにコンセンサスを得ながらやっていかなければならない部分もあろうかと思えますけれども、ぜひ先に進めていただきたいと思います。これは本当にいい機会だと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次に、いわゆるオープンデータの関係について確認させていただきます。私が思っているのは、米沢市の統計が書面でございますよね。すばらしいものだと思います。統計の最初のページをめくりますと、もちろん索引もあるのでありますが、絵で、例えば救急車両は今年1年で何ぼ出たかとか、全部カテゴリー化されているわけです。そういったところを目指していただきたいと思います。

先ほど私も申し上げましたけれども、米沢市のホームページには、各課担当に内在しているものがあるということを御認識されておられました。しからは、いわゆるそのオープンデータの関係でいいますと、やはりこれは2次利用ということも考えられる話。しかし、ホームページ上も2次利用も考えられる話です。オープンデータとして定義していなくても。これはCCとか、CCBYというライセンス、これについて明記したらいかがですか。今のところ、そのホームページ、その辺いかがでしょう。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 オープンデータの項目のところには、CCBYということで表示しているところですので、どこまで改変とかが自由で使えるのかということを表示しておくというのは非常に重要なことですので、そういったところを市のホームページ全体にわたって、どこまでできるのかということを探っていく必要があるのだろうと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 私的には、行政機関が業務で作成したデータ、皆さんおつくりになっているデータそのものは、元をただせば全て税金なわけです。税金でできている、つくられたものであるとするならば、これは公開可能なものにしておかなければならないというところ。最近よく言われているのが、オープン・バイ・デフォルト、この考え方を持ってきてきちっとしなさいということだと思っております。

先ほど総務部長からあったように、いわゆる個人情報や安全保障に関する中身というのは大きいかもしれませんが、そういった情報以外は全て公開するのだということの中身についての考え方は合っていますか。いかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 どこまでが公開できるのか、公開していくのかというのは、あらゆるものをというのはなかなか難しいところがありますので、そういったところを利用者の方に分かるような形で、これはオープンデータとして使えるのだということをプラットフォームのような形でお示しして、それで市民の方に使っていただくということが大事かなと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） そのプラットフォームのお話の中で、いわゆる地理情報、つまり米沢市の考え方の中には、その地図情報から、いろんなデータに飛べるような構築をされようという認識でよろしかったでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 現在整備しようとしているのは、地理情報を基にして、その地理情報の中にいろんなデータがひもづいているという形での公開を考えております。一般的にオープンデータに関しては、地理情報と結びついているというデータが多いのかなと思っておりますので、そういった形で公開することで、様々使えるデータを

増やしていきたいと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） また、総務部長からは、文書管理の関係についてお話がございました。こちらは今のところ紙だということではありますけれども、電子化を進めていくという力強い御決意のほどもお聞きいたしました。将来的には、先ほど私が申し上げましたような、地図情報の地図画面が1つのプラットフォームになるということかもしれませんけれども、こういった文書管理の関係についても、可能性として索引できるというか、データとして2次利用が可能になるという認識でよろしかったでしょうか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 先ほど申し上げたとおり、文書管理についても電子化を目指しているところでございます。それがプラットフォームの作成にも十分役に立てるものであるべきだと考えてございますし、どこまでできるかというのはなかなか想定が難しいところではございますけれども、そういったところで十分に活用できるように、しやすいようにというところは目指していくべき方向性だと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

私も演壇でも申し上げましたけれども、やはりマンパワー、何とか体制組んでいただいて、確かに企画調整部だけではなくて、各担当に様々なお宝データがあるわけですから、ぜひそういうプロジェクトチームをつくっていただきながら対応していただきたい。なるだけ早くこれを実現していく必要がある。こうは申したくはないのですけれども、例えば山形の例を見ると、非常に先進的、進んでいる。ぜひこういったことを目指していただきたいのですけれども、御決意のほどはいかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 庁内連携してしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） よろしく願いいたします。

それでは、大項目の3に移らせていただきます。

国庫補助の関係については、災害のリスクがあるろうとなかろうと関係ない、これは間違いなく出るのだと。おまけに、決算時に会計検査院あたりから文句言われる筋合いもなく、返還などということは絶対に出てこないということでもよろしかったでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 演壇での教育長答弁のとおりであります。文部科学省から浸水想定区域いかんにより、国庫補助の対象外とはならないとの回答を受けておりますので、そのようなことはないと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） それはきちんと確認させていただきました。

ではもう一つ、借入れではなくて、いわゆる当初計画との関係の中で、光熱水費は明らかに当初計画に入っていたわけです。それを、当初計画では入っていたものを、公募に当たっては抜きますと、これ自体、破綻ではないですか。私申し上げているのは、当初計画の破綻ということを申し上げているのです。当初計画のまま行けば、先ほど演壇で教育長がおっしゃったように破綻してしまうと。破綻とは言わないかもしれない。全然かかり増ししていくではないかと。だから、その分は除く、これは当初計画の破綻ではないですか。いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 一般的なPFI事業の場合、光熱水費については事業費に含むということが当然あるわけでございますが、教育長答弁のとおりでございます。このたび物価等、あるいは

光熱水費等の異常な高騰が続いているということから、事業者で提案書を作成する際、つまり応札する際に、なかなかその金額を見込むことができないという御意見もありましたので、このたびその金額については、本市が直接支払うということにしたものでございまして、直接市が払うのか、あるいは一旦事業者にお渡しして、そこから払ってもらえるのかということの違いでございまして、決して事業そのものが破綻しているとは、私どもは認識しておりません。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 私の聞き方がおかしいのか、耳がおかしいのか分かりませんが、一旦市が代わってお支払いする、業者が直接お支払いする、そこは何なのか、一体。とにかく直接市が払うということにしたのでしょうか。当初計画、市民の皆さんにも意見としていただいたような、ああいったパブリック・コメントの中でも、これは入っていたのではないですか。それを入れたい、直前、明らかに当初計画の破綻であり、もう1回パブコメを諮る必要はないですか、これ。いかがでしょう。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 議員が今御指摘、お話しされたようなことは、私ども認識しておりませんので、再度パブリック・コメントを実施するようなことは考えておりません。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） とにかく、当初ではそれは入っていましたけれども、一旦やろうとしたときに、事業者の方々も大変だということも含めて、米沢市としては当初の計画から光熱水費を抜いた提案としたという認識でよろしいですね、いかがでしょう。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 事前に事業者、参入といえますか、事業に応募を予定している事業者から御意見、質問等を頂戴したわけですが、その中に

先ほど申し上げたような意見、御質問があったところでございます。それを受けたからということも当然あるかと思えますけれども、最終的にアドバイザー契約を締結しております事業者のアドバイスを頂戴しながら、本市で判断させていただいたということでございます。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） これ、誰が考えてもおかしいと思いませんか。当初計画の中ではそれが入っていた。でも、実際債務負担行為を決定するに当たって、それは米沢市で直接持つ。このことについて、簡単にそんなことできるわけないと私は思います。ただ、御指摘のようなことを私は考えておりませんと教育管理部長がおっしゃるから、これ以上話をしても同じ御回答でしょうからお聞きしませんけれども、これはどう考えてもおかしい。

それともう一つ。借入れは、令和8年から令和22年度までの施設整備費に、いわゆる事業者側借入れがあるのですという御答弁でした。その金利も含まれた額ですか、これは。いかがでしょう。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 令和8年度から令和22年度までの施設整備費の中で、起債対象外となる経費、主に備品等になるわけですが、食缶あるいは食器等が含まれております。それにつきましては、民間事業者で資金を調達していただき、その金利についても、私どもから15年にかけて、割賦でお支払いしていくという流れになってまいります。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ここに事業者側の起債が含まれると、資金調達が含まれるということになるわけです。具体的には、金利の関係でいうと、一般的に自治体とする起債と、事業者とする起債の金利というのは、最近似たようなものですか、いかがですか。同じですか。高いですか、安いですか。お答えください。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 一般的にという今御質問でしたので、一般的には、当然私ども地方自治体が借入れをする、いわゆる地方債の金利と、民間事業者が金融機関から借入れをする金利については、後者のほうが高いということは当然でございます。

ただ、PFI事業の場合は、このたびの場合、例を挙げますと、学校給食共同調理場の整備運営事業という、公共事業を担保としてSPCが金融機関から借入れをするということになりますので、一般的な民間事業者が金融機関から借入れをする、その金利よりは低くなると聞いております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 最後にお尋ねしますけれども、今回光熱水費を抜いた段階で対応される。当然にしてPSCや、LCCですね、特にライフサイクルコストが下がっていくのかどうなのか分かりませんが、当初のLCCの想定値と、今度光熱水費を抜いた値というのは違ってきます。その場合、施設整備費相当のVFMも含めて、どれぐらいになるものですか、これ。変更ありましたか。変わりましたか、当初計画と。いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 すみません、今変更があるかどうかといったのは、PSC、LCCのことでしょうか。それともVFMのことでしょうか。（「最初のPSC、LCCから」の声あり）PSC、LCCについては、当然ながら、当初から見れば、光熱水費の分は減額になったと思いますけれども、VFMにつきましては、PSC、それからLCCとも、当然ながらそれを減額した形で現在値に換算し算定しておりますので、大きな変更はないと思っております。

○相田克平議長 以上で8番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時15分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、少子高齢化・人口減少が進む中、米沢市で働く人財を確保するためには、11番植松美穂議員。

〔11番植松美穂議員登壇〕（拍手）

○11番（植松美穂議員） 皆さんこんにちは。至誠会の植松美穂でございます。本日も市民の皆様、傍聴に足を運んでいただき、誠にありがとうございます。

今朝は、北部地区の育成部として街頭指導を行い、朝の挨拶を子供たちと共に行ってまいりました。

この夏は、コロナも5類に変わり、様々な夏祭りや花火大会など数多くございました。4年ぶりのイベントも多く、たくさんの市民の皆様、特に子供たちの笑顔を見ておりますと、人との交流、文化、地域活動の大切さを感じております。

また、前回6月定例会の一般質問で提案させていただきました100人女子会をしてはどうかという提案に迅速に対応いただきまして、来月10月1日、米沢100人女子会の開催が決定しております。米沢市、米沢商工会議所、山形県立米沢栄養大学・米沢女子短期大学、山形県男女共同参画センターの皆様にも御協力をいただきまして、米沢100人女子会実行委員会が結成されました。まずは多くの皆様に知っていただき御来場いただく、そして交流する、話をする、課題が見つかる、やりたいことが見つかる、仲間が見つかる、つながる、そんな思いを込めて、実行委員メンバーの皆様と共にただいま準備を進めておるところでございます。米沢市をよりよいまちにするために、市民が自分たちもまちづくりをしている、そんな

機運を醸成していきたいと考えております。

前回の6月定例会では、女性に関する質問一択でございました。このたびは米沢の人財、人は財産であるというところに絞って質問させていただきます。それでは、質問に移ります。

大項目、少子高齢化・人口減少においても、米沢市で働く人財を確保するためには。皆様御承知のとおり、米沢市の少子高齢化・人口減少は大変大きな課題であり、決して先送りできるものではないです。また、大都市以外の全ての地方都市が同じ課題を抱えております。米沢市において、国の施策や県からの補助金を待つだけでは、到底太刀打ちできる課題ではないと思っております。やはり米沢市独自の目玉になる施策が必要ではないでしょうか。米沢で働きたい、米沢のあの企業で働きたい、米沢のあの人と働きたい、そう思ってもらう策を何度も何度も行っていく必要があるかと思えます。

現在、市内の中小企業の経営者の方々にお話をお伺いしますと、人が足りない、求人を出しても誰も来ないとおっしゃる方が多くいらっしゃいます。コロナ期間を耐え、燃油や人件費の高騰にも耐えながら、人の流れが戻ってきたところに、働き手の不足で経営ができなくなるかもしれない、黒字でも人材不足で存続できない、そんな状況が起こり得ます。米沢市で働く人財の確保は、現在においても、未来に向けても、努力し続けなければなりません。

そこで、小項目の1、地元の高校を卒業してそのまま地元で就職する人の割合は。前回の一般質問で申し上げましたとおり、米沢市の人口ピラミッドを見ますと、高校を卒業した時点で、特に女性ですが、急激に人口減が起きております。大学進学等で米沢を離れ、学業に邁進することは大変よいことだと思っております。が、UIJターンに力を入れると同時に、米沢に残ってもらう施策も必要ではないかと思っております。地元企業からも、大卒でなくても、高校卒業後の若い人たち

を求める企業も多くいらっしゃいます。まずは、どれくらいの高校生が地元で就職してくれるのか、どんな職業に就くのかお聞かせください。

また、現在米沢でも地元高校生に向けた「WAKU WAKU WORK」などの事業もございます。地元高校に向けてどのような事業を行っているのか、その内容と効果をお聞かせください。

今月15、16日には「360°」と書いて「さんろくまる」というオープンファクトリーが米沢にて行われるようです。米沢の繊維業界を中心として、観光や産業をさらに元気にするために地域一体型のオープンファクトリーがあります。私も燕市、三条市にて様々工場見学等をさせていただいたことがございますが、こういったイベントは、地元の方へも、市外の方へも米沢の魅力、ものづくりの魅力、人の魅力をPRするよいきっかけになるのではないのでしょうか。こういった米沢の産業や企業のPR活動は、米沢として行われておりますでしょうか、そのあたりもお聞かせください。

次に、小項目の2、市役所から外部へ出向、または出向の受入れは。現在、米沢市役所に国の各省庁からの出向者はいらっしゃいますでしょうか。また、県庁からの出向者もいらっしゃいますでしょうか。これは働き手としてではなく、人材交流も米沢にとって必要なことだからと思うのです。国からの交付金の返還など、6月定例会においても論点になっておりました。米沢市民のためになるお金の使い方、また米沢の企業のためになる交付金の使い方など、国の出向者と共に考える、または国に提案していく、そんな新しい形が必要ではないのでしょうか。財務省や国土交通省など中央省庁から人材を受け入れ人事間交流を行い、組織間の太いパイプをつくること、組織間の連携を円滑にすることは、今後の米沢に必要と考えます。

または、民間企業からの受入れ等はございますでしょうか。コロナ禍において、庄内地方では航空会社からの出向者が庄内地方のPRをしてい

たなどございました。米沢に空港はございませんが、例えば鉄道会社からの出向を受け入れる等、考えておりますでしょうか。特に観光に特化し、米沢に人を呼び込む施策を共に考える、そういったことをぜひ行ってはいかがでしょうか。現状と今後についてお答えください。

次に、小項目の3、市立病院における医師のリクルート方法は。11月1日、新病院の開業が迫っております。我々米沢市議会議員も8月30日に内覧会に行ってまいりました。ただ新しくなるだけでなく、三友堂病院と併設することによるすみ分け、合理化、効率化が図れることになるかと思えますが、それはこれから市民の皆様にも新病院の在り方を理解していただくことが大切だと強く思っております。そして、何より建物が新しくなっただけで中身が伴わなければ、何のために新病院を建設したのかということになってまいります。

まずは、医師の確保でございます。現在の市立病院の医師の数、そして診療科、それぞれの科が足りているのか。合計数だけではなく、どこかの科が足りないのかお教えてください。

過去の資料を見ますと、10年前、平成25年6月、米沢市立病院の在り方に関する検討委員会の報告書において、当時から医師不足の状況にあり、人材確保の必要性について書かれております。また、平成31年の民生常任委員会からの政策提言においても、地域医療を守り育てるための政策提言として、当時から医療従事者の不足、それが招く労働環境の悪化が医療人材の不足に拍車をかける悪循環に陥っていると記されております。また、新病院の建設は、その好機であるとも記されております。今年11月1日の新病院開業が、この悪循環から脱する好機だったのではないのでしょうか。それに向けてどのようにリクルートされていたのか、お教えてください。

また、そのリクルートは専門の人材はいらっしゃったのでしょうか。どの部署が中心でリクルートしていたのか、要望書を県に出していたという

だけなのか。新病院の開業に当たり、三友堂病院に通院されている方から、三友堂病院の先生が市立病院に行くのではないかなども聞かれております。そのあたりのアプローチ等もされていたのでしょうか。

米沢市立病院が医師不足と言われ続けてきた中で、山形県医師確保計画によりますと、置賜地区の医師数は少数でも多数でもない地域と発表されております。つまり、置賜地方は足りている現状だと思われませんが、それは置賜総合病院の医師約120名が牽引している数字だと思われま

す。先日の新病院内覧会の説明においても、救急搬送について質問がありましたが、米沢市民は救急車を呼ぶと、皆一旦新市立病院の救急に運ばれ、救急医師の判断においてほかの病院に移ることもあるということでした。つまり、市立病院で対応できない患者も取りあえず全員市立病院に一旦運ばれるということです。今まで、市立病院、三友堂病院、舟山病院の3病院で行ってきた救急を、新市立病院が一手に、24時間365日受入れをしなければならぬ状況を心配している、危惧している市民も多いのではないのでしょうか。そして、そこで働く医師も、労働環境の悪化が懸念されるのではないのでしょうか。医師不足解消に向けた現状と新病院開設11月1日までの計画もお教えてください。

また、現在の医師不足はさらに悪化が見込まれます。それは、医師の高齢化です。ホームドクターを推奨している昨今ではありますが、まちの開業医も高齢化が深刻でございます。私の近隣においても2件の病院が閉院となり、ほか2件も70歳を超える医師が診療を続けてくださっています。現在の対策と並行して、未来への投資をする必要があるかと思えます。医師や医療従事者に対する奨学金はどのようなものがあるのか、その効果はどうかお聞かせください。

壇上からの質問は以上となります。よろしくお願いたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

[安部晃市産業部長登壇]

○安部晃市産業部長 私からは、1番、少子高齢化・人口減少が進む中、米沢市で働く人財を確保するためにはのうち、(1)地元の高校を卒業してそのまま地元で就職する人の割合についてお答えいたします。

まず、ハローワーク米沢管内の新規学校卒業者の求職・求人・就職状況調査の直近3年間の数値を申し上げます。令和3年3月高校卒業の就職希望者350人のうち、県内就職者数は254人で、県内就職者の割合は72.6%です。次いで、令和4年3月高校卒業の就職希望者313人のうち、県内就職者数は251人で、その割合は80.2%です。次いで、令和5年3月高校卒業の就職希望者342人のうち、県内就職者数は257人で、その割合は75.1%でありました。

令和5年3月卒業の管内高校生の県内企業への就職率が前年度より5.1ポイント低下した要因としましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時敬遠されておりました県外への就職希望が、コロナ禍での行動制限が緩和されるなどして就職活動が活発化したことから、県外への就職希望も徐々に回復してきたためと推測しておりますが、コロナ禍の影響を受ける前の令和2年3月の同調査結果を見ますと、県内就職者の割合は71.4%でありましたので、コロナ禍前と比較しますと、その割合は高く推移している状況であります。

一方で、令和5年3月高校卒業の就職希望者と、県内就職者数の人数は、一時的に前年度より増加しましたが、総体的には少子化に伴い地元の高校全体の生徒数が減少傾向にあることに加え、大学や短大、専門学校などへの進学希望者が増加傾向にありますので、高校生の就職希望者自体は年々減少し、今後さらなる減少も懸念されているところです。

このようなことから、本市では地域産業の振興

を図り、持続的な経済成長を実現するために、若年層の地元定着による労働者の確保が非常に重要であるとの考えの下、地域産業における人手不足の解消を図るため、高校生をはじめとした若者の市外への流出を抑制し、地元就職の促進に向けて、現在様々な施策を、関係機関と連携しながら展開しているところです。

まず、市内の高校生の地元定着につなげる取組の一つとしまして、令和7年度に米沢工業高校と米沢商業高校が統合し、開校を予定している米沢産業高校(仮称)につきまして、学校を支援する地域コンソーシアムによる事業が挙げられます。本コンソーシアムは、両校と地域産業界、行政が一体となって設立したもので、優秀な人材を育成し、地元で就職して活躍してもらえるよう、現在両高校が実践する人材育成事業への協力・支援を積極的に行っているところです。

その具体的な取組を申し上げますと、米沢工業高校におきましては、昨年度から「持続可能な地域社会をつくる、地域が育てる、地域産業界の育成」をスローガンにキャリア探求教育がスタートしておりますが、昨年度の1年生の授業におきまして、地元企業の社長や本市職員などが講師を務め、ものづくり、米沢ブランド戦略やSDGs、地域経済、知的財産など、地域資源や地元企業を知る取組を行っているほか、市内29事業者による合同企業説明会を校舎内で初めて開催するなど、地域の未来をつくる担い手としての職業観を養う取組を実践しております。今後、このキャリア探求教育は、知るから探るへステップアップして学んでいくこととしておりますので、引き続き市内企業などと連携しながら積極的に支援してまいります。

続いて、米沢商業高校におきましては、生徒の地元企業への理解を促し地元定着へつなげることを目的として、昨年度に米沢市内魅力発見企業訪問と題した職場見学ツアーを実施しています。また、生徒自身のキャリア教育及び観光業界を担

う人材育成に寄与することを目的に、生徒がバスガイドとなり一般参加者を引率する産業観光バスツアーや、地元企業に就職した本校の卒業生による企業紹介動画を制作し、地域企業の魅力を伝える取組なども行っています。

さらに今年度は、米沢工業高校と米沢商業高校が両校合同で初めて開催する企業説明会を、生徒が運営主体となり実施したところです。両校の生徒が企業に対し積極的に質問する姿も数多く見受けられ、地域の魅力ある企業と、その仕事の内容を知るきっかけになったものと捉えています。

今後とも、地域コンソーシアムを積極的に活用しながら、両校の生徒が、次代を担い、本市への定住・定着促進が図れるよう、継続して支援を行ってまいります。

その他の取組としましては、本市が米沢商工会議所と連携して実施している米沢市人材確保定着促進事業がありますが、地域の高校生に加え、短大生、大学生の地元企業への就職促進と定着に加え、県内の地元出身学生や若年労働者の呼び戻しや移住促進などを推進することで、地元への産業人材の定着を促進する事業を展開しているところです。

具体的な取組として、高校が実際に地元企業の就職体験を行う、御意見にありました「WAKU

WAKU WORK」の開催や、地元の3大学を対象とした地域企業見学会のほか、若手人材定着に向けた新人社員や管理職を対象とした各種研修、インターンシップに係る情報提供、インターネットサイト「やまがた就職企業ナビ米沢」による情報発信、地元企業のPR動画の配信や首都圏での就職相談会など、地元就職に向けた意識づけ、機運醸成を図る様々な事業を展開しています。

このほかにも、若者の市内回帰や定着の促進に向けた事業として、「やまがた就職促進奨学金返還支援事業」では、県と市が2分の1ずつ費用を負担し、大学卒業後の一定期間内に市内に居住し、県内企業に5年間以上継続して就業した場合に、

奨学金の返還支援を行っております。平成28年度の事業開始から現在までに69名が認定を受け、既に12名が地元就職し定住されており、奨学金の返還支援を受けられております。また、令和3年度からは、この事業にUターン枠が設けられ、一度県外に就職した35歳以下の方がUターンする場合に、上限60万円の奨学金返還支援を受けられる制度が追加されましたので、首都圏での移住イベントなどで積極的にPRするなどして、本市への若者回帰に向けた取組を進めていきたいと考えております。

さらに、広く市民の皆様に市内企業の魅力を知っていただき、市内企業への就職を後押しすることを目的に、昨年度から広報よねざわを活用した企業紹介を行っております。「米沢（ここ）にいいいい仕事」をテーマに、市内企業で活躍する若手職員にインタビューを行い、自身が勤務する企業の概要や地元企業に就職した理由、仕事でやりがいを感じることなど、実際に働いて感じた会社の魅力を若者の目線で発信していくものです。掲載した企業からは、職場のイメージアップや社員のモチベーションアップにつながるなど好評をいただいておりますので、引き続き若者が活躍する企業を積極的にPRしていきたいと考えております。

このように、今後とも若手人材の流出を抑制しつつ、地域企業が優れた人材を確保できるように、企業や学校の御意見もお聞きしながら、若者が働きたいと思える魅力ある事業所、職場づくりに向けた各種施策を展開してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、地元の高校を卒業して、そのまま地元就職する人の割合に関連して、米沢市職員採用試験の状況についてお答えいたします。

本市の職員採用においては、高卒程度の試験区

分がございます。高卒程度とは、高卒見込みの者を含めた年齢要件を指しており、満年齢18歳から21歳までの学年が対象となるため、高卒見込み者だけでなく、短期大学生や専門学校生も受験することができます。また、大卒程度という区分もあり、試験内容が大卒程度の知識を問う内容となりますが、こちらも年齢要件であるため、高卒者であっても、満年齢22歳の学年以上であれば受験は可能となっております。

令和2年度から令和4年度に実施しました直近3年の職員採用試験では、高卒程度（行政）、高卒程度（土木）の区分で、いずれも募集人数を若干名として行いました。行政職を例に挙げますと、令和2年度は応募者37名、うち高卒者21名で、採用者が8名、うち高卒者が6名でございました。令和3年度は応募者46名、うち高卒者が29名、採用者は5名、うち高卒者は2名となっております。令和4年度は応募者16名、うち高卒者12名、採用者が4名、うち高卒者が2名となっており、年度によりばらつきはございますが、高卒者のうち、高校3年生の応募者は減少傾向となっていると考えております。

なお、高卒程度（土木）の区分につきましては、試験実施のある年には、応募者獲得のために米沢工業高等学校などへ出向き、職員採用試験のPRを行っているところでございます。

その他高校生向けの対応としては、インターンシップの受入れ、高校主催の合同企業説明会の参加などにより、市職員という職業を知ってもらい、地元での進路の選択肢の一つとして考えてもらえるよう取り組んでいるところでございます。

続きまして、市役所から外部への出向、または出向の受入れはについてお答えいたします。

出向につきましては、本市の研修制度の一つに派遣研修というものがあり、今年度は内閣府地方創生推進事務局、一般財団法人地域活性化センター、山形県職員育成センターに派遣しているところでございます。派遣期間は2年間となっております。

ます。その他これまでの実績としては、経済産業省、山形県東京事務所、公立大学法人、山形大学国際事業化研究センター、喜多方市などがございまして、各団体との人脈の構築や地域課題の分析、主体的に行政に取り組むことができる人材の確保を図るために実施しておるところでございます。

なお、民間企業への派遣の実績はございませんが、派遣先の一つである地域活性化センターでは、民間から派遣されている職員がいるほか、センターの事業として民間事業と連携して行う取組では民間との交流が盛んに行われておりまして、本市の派遣職員からは、あらゆる活動で刺激を受け、大変有意義なものとなっているとの報告を受けているところです。新たな視点に立って学びの機会を得られていることに加え、様々な分野の人との人脈を広げることにつながっていることから、派遣終了後は本市業務において大いに活躍を期待しているところでございます。

また、出向ではありませんが、本市における研修プログラムの一つに、米沢市職員自主研修等支援というものがございます。これは、自己の啓発意欲のさらなる向上を図るため、職員の自主研修を支援することを目的としております。このうち、都市交流研修は、本市における課題の解決等の参考とするため、他の地方公共団体、民間企業等の優れた先進事例の視察等を行う研修で、その課題については職務に限定しないものであります。近年はコロナ禍の影響もあり実績が少ないところですが、過去10年では12名の職員が本研修を利用して全国各地に出向き、自己研さんに励んだ実績がでございます。こちらについても人脈づくりに寄与するものと考えてございます。

一方、出向の受入れにつきましては、人事交流として、喜多方市や山形県の職員を2年間ずつ受け入れてきたほか、事例は少ないものの、民間企業の方に来ていただいた例もございます。こちらについては、市の重要課題に対して、特定の分野

での豊富な知識や経験を用いて業務に当たっていただいたり、市の記念事業の運営のために民間の方を任用し、力を貸していただいたというものでございます。

また、これらの職員が退職した後も、本市の行政課題に対する助言など、何らかの形で助力をいただいております。継続して関わりを持っていただいているところでございます。

県で行われているような民間企業との人事交流は相手があることであり、現時点では予定しておりません。しかしながら、民間企業との協定等により、地方公共団体が民間企業の従業員を採用することも人員確保の手法の一つであることから、民間企業のスキル等の力を活用することについて、様々な事例などを研究していきたいと考えております。

また、国の職員の受入れにつきましては、国と地方公共団体との間の人事交流として、山形県では総務省、財務省及び国土交通省から、県内市においては山形市のほか、幾つかの自治体において、総務省や農林水産省などから受入れを行っていることは確認してございます。本市においても、現時点では国の職員受入れについての予定はございませんが、他自治体の状況等も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 渡邊病院事業管理者。

[渡邊孝男病院事業管理者登壇]

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、小項目3、市立病院における医師のリクルート方法についてお答えいたします。

医師が専門医となるためには、大学医学部等の医局に入局し、医局の人事によって様々な病院に派遣されて実績を積むことが半ば必須と言えると思います。そのため、ほとんどの医師がいずれかの医局に属し、当該医局の人事に従って様々な病院に勤務するのが実情です。

このことから、一病院における医師確保に関し

ましては、大学医局から安定的に医師を派遣していただけるよう良好な関係を築くことが重要です。そのため当院では、山形大学医学部や福島県立医科大学、東北大学医学部など、従来から医師の派遣をいただいている各大学医局の教授等への私や病院長による訪問、要請には最も力を入れているところです。

山形大学医学部を例に挙げますと、このような関係を持っていただいている各医局と調整を図った上、同大学の医師の人事を取りまとめている蔵王協議会に、毎年当院から要望を提出するという流れになっています。本年1月27日にも上野義之蔵王協議会会長のところへ市長と共に伺い要望いたしました。さらに、5月にも長岡新病院長と共に伺い、再度要望したところであります。

何分にも大学の人事案件であり、当院の意向をどこまで聞き届けていただけるかについては、非常に難しい現状があります。このようなことから、これらの医局の了解を得ながら、他の大学とも新たな交流を図り、医師の確保のための一段の対応を講じています。

また、新病院開院直前の現在、連携する三友堂病院の協力をいただきながら、同病院の医師について、当院への転籍の働きかけを行っております。これに関しましては、待遇等の面で難しい点は多々ありますが、何名かの医師については実際に話が進んでいます。

医師個人に直接アプローチして求人する方法もありますが、当院が派遣を受けているいずれかの医局に属している医師であれば、その医局の意向に反するようなことはできず、現実的にはかなり難しい手法と考えています。

一方、医局の医師数自体が少ないなどの理由で派遣が難しいと言われている診療科については、転籍可能な医師が登録する民間医師派遣業者と契約を締結して求人するケースもあります。しかし、面接まで至るケースはほとんどないのが実情です。

また、若手医師獲得の方法として、修学資金制度があります。当院も、当院勤務を返還免除の条件とした医学生向けの修学資金貸付け制度を平成27年度から運用し、これまで3名の方に貸付けを行っています。うち1名は既に貸付けを終了し、返還猶予期間中です。現在は、他の医療機関で医師として勤務しており、近い将来、当院に勤務していただけることを期待するものであります。

このほか、他の修学資金制度を利用する医師につきましても、当該制度の運営機関と交流し、当院に来てもらえる方法があるかどうか話を伺ったりしております。

以上、当院としましては、医師確保のために考えられる限りの対策を講じており、医師数も徐々に増えている状況にあります。

しかしながら、一病院の力だけでは、さらに医師を増やすことは難しいと考えています。そのため、まずは置賜2次医療圏内における公立置賜総合病院との間の医師偏在の改善が重要と考えています。具体的に申し上げますと、令和4年度、県修学資金貸与医師及び自治医科大学卒医師配置では、公立置賜総合病院が10名に対し、米沢市立病院は1名と大きな差があります。公立置賜総合病院も大学医局からの医師の派遣を受けている事情は当院と同じですが、公立病院の医師配置は、地域医療の観点から県の調整が働いている部分があり、米沢市の重要事業として医師等の確保について、国、県への要望を行っているところです。特に県には、市長も知事に対して直接要望を行っておりますが、さらに一步踏み込んだ対策を講じていただけるよう、要望を続けていく必要があると考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) 順番にお伺いいたします。

小項目1の地元高校を卒業して、そのまま地元で就職する人の割合はということで、産業部長か

らお話をいただいて、すごくいろいろ実は事業をやっているのだからと、市民の私たちも知らないことをやっていると感ぜました。

先ほどいただいた数字が県内ということでしたので、私、米沢市内の高校の全ての数字を一応調べてみましたら、昨年度分になりますが、米沢興譲館高校は194名中100%進学、米沢東高校は124名中100%進学、米沢商業高校においては101名中58%進学、42%就職、米沢工業高校は173名中32%が進学、68%就職、米沢中央高校におきましては、191名中80%が進学、20%が就職、九里学園高校においては167名中51%が進学、40%が就職というざっくりした昨年度分の数字をいただきました。ここだけ合計しますと、米沢市内の高校に属していた3年生は、市内の方のみならず、市外の方、県外の方も入っているかもしれませんが、950名卒業した中で、県内就職が184名ということで、約20%弱の方が県内なので、その中で米沢にどれくらい残るかと思うと、15%とかになったのではないかと思います。

そもそも子供が減っている中で、さらにまた進学が増えていって、働いてくれる人が少ないというのは、本当に死活問題だと思っています。

先ほど産業部長からお話をいただいた中で、私は「WAKU WAKU WORK」しか存在を知らなかったのが、米沢商業高校で例えば、産業のバスツアーのガイドをするのですとか、動画をつくるのですとか、そういうことって、私たち市民があまり知らないのですけれども、例えば高校生にそれをPRしてもらおうような、そういう動きというのはこちらでお願いしてあるのでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 昨年度からの取組になります。そういったことについては、実は地域コンソーシアムの中では十分分かっているのですけれども、それを一般の広く市民の方、皆さんにまでは伝わっていない。親御さんまでにとどまっているとい

う状況ですので、もっと一般の方にも知っていたくような、その手だて、そういうものを取っていく必要があると今お聞きして思ったところです。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） ただいまおっしゃられたように、地域コンソーシアムということで、ほぼほぼ就職されているのは多分米沢商業高校と米沢工業高校なので、そのまま地域に残る人材をつくって、育成していただければと思うのですが、現在、先日市長にも御挨拶いただきました、ふるふる米沢という、中学生ですとか、高校生が夢を実現していくというか、大学生が主体となって、いろいろ中学生、高校生の思いを私たちの前で提言するという会がございました。御存じない方もいらっしゃるかと思いますけれども、そういうものを聞いておりますと、「WAKU WAKU WORK」ですとか、就職活動に向けてというものは、今高校生にすることがすごく多いと思うのですが、実は小学校、中学校のうちから、もっと具体的に仕事とは何かとか、例えば米沢にこういう仕事があるのだとか、そういうことというのを、先ほどセミナーに行かれたりというお話もされていましたが、もっと具体的にしているのではないかと考えているのですが、そのあたりの小中学生、高校生以前の子供に向けた何か仕事に対するものというものは今ございますか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 直接的に市全体で関わるものとしては、中学生のチャレンジウィークというのがございます。ちょうど本日から、今年度は4日間ということで、昨年度までコロナでなかなか実践できなかったのですが、今年度はたくさんの受入先でお世話になっているということで、子供たちが仕事に対する思いを持つきっかけになるということも、これまでもございましたので、いい機会だと思っております。小学生に対しまし

ては、やはり校内でのキャリア教育からスタートしているという状況です。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） 私も4年生の娘を育てていますので、例えば母親からの意見とかいろんな外部の情報というのは、子供たちは親から、学校からしかないので、もっといろんな情報を小学校、中学校のうちから子供たちに教えていくことは必要だと思っております。

それと、学園都市推進協議会、山大学生、米短生へ向けてのアプローチもされているということでした。これは、学園都市推進協議会がどのようにされているかですけれども、例えば「ウェルカム米沢インフォメーション」というのを私見つけてまして、県外からいらっしゃる学生向けに「ウェルカム米沢」というものがございました。これは、例えば米沢に来た、新しい新入社員も含めるというような、大きな枠で捉えてはいかかかなと思っております。ヤングチャレンジ特命課、市長にもいつもお世話になっておりますけれども、新入社員向けの育成事業のようなものも行ってありますが、その際に市役所の若手の方、あとは企業の新人の方いらっしゃいますけれども、県外の方が物すごく実は多くいらっしゃって、その中でコロナ禍もありますけれども、ほとんど遊びに行くことがない。お友達もほとんどいらっしゃらない。先ほども総務部長からありましたが、市役所ですら、高卒職員が2名採用とかなりますと、やはり同期というものがなかなか見つからない、上司の方と飲みに行くのは、今はなかなかないということで、本当に孤立無援のような形で、この冬の厳しい米沢に定住してもらうのはなかなか難しいかなと思っておりますので、学園都市推進協議会の中でやっていらっしゃるこの「ウェルカム米沢」みたいなものですか、先ほども商工会議所と一緒に若手の研修をされているとお伺いしました。そのような異業種交流というのは、必ず必要ではないかと思っておりますので、私が提案

したいのは、各会社が入社式をやっているかと思いますが、それが1名とか3名とかそういう数字であれば、4月の時点でそういう方々を一緒に集めて、同期という形の入社式を米沢市でやってはいかがかなと思いますが、産業部長いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 米沢市の場合、一番業種的に多いのは、製造業に従事される方が約50%ほどおります。次いで、建設業であったり、卸売、医療福祉、宿泊、飲食サービスになりますけれども、会社によってそれぞれの事情がありますので、今の御提案については、まず調べてみてから、どういった形でできるのかということを探っていきたいと思いました。よろしく願いいたします。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） それにつきましても、ぜひやっていただきたいというのと、小学生、中学生へ向けても、ぜひもっと親の仕事なりなんなりをいろいろ教えていただきたいと思っております。

時間もないので次に移らせていただいて、出向についてなのですけれども、米沢から出向されている方というのは、県とか喜多方市、会津若松市でしたか、違います、すみません。いらっしゃるのだなとお伺いしておりましたが、例えば先ほどおっしゃってありました山形市、酒田市、大石田町などになりますと、例えば副市長に中央省庁からいらっしゃるようなパターンもございますけれども、米沢市ではそういう面白い人材をとということ、今現在は考えていらっしゃらないでしょうか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 先ほども申し上げましたとおり、国と地方公共団体との間の人事交流という形で、今議員おっしゃられますとおり、県や山形市、上山市などの県内の市町村でも様々な事例があることは認識してございます。現状、確かに予定

がないということで、先ほど答弁申し上げたとおりではございますけれども、これからやはり国との、先ほど委員がおっしゃったパイプという言葉がありますけれども、そういったことの必要性は感じているところでございます。様々な事例を見させていただいた中で研究してまいりたいと思っております。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） 交流だけではなく、今働いている環境がそれだけではないという、ここにもそういう研修ができるという意味では、いいのではないかと思っておりますので、そちらもぜひ御検討いただければと思います。

続きまして、医師の確保についてでございますけれども、先ほど御答弁いただきましたが、やはり要望書を出している、市長からも県にお願いをしていただいている、そのような情報のみでございましたので、11月1日まで、新病院開業までに結局のところは今のままなのか、それとも期限を決めて人をお願いしているのか、もう一度御答弁いただいてもよろしいでしょうか。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 何分、管理者も先ほど答弁しましたとおり、山大の人事案件でもございますので、なかなか確定した数字を申し上げるのは難しいのですけれども、現状常勤41名で、11月1日までにあと5名ほど予定してございますので、46名前後になるのではないかと捉えてございます。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） この5名というのは、ほぼ確約ということでよろしかったでしょうか。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 山大からも通知が来てございますので、2人は三友堂病院からとか、他病院からも来るという連絡が来てございますので、ほぼ確実なものと考えてよろしいかと思えます。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) 今の答弁をお伺いしまして安心していらっしゃるのではございますけれども、こういった問題はずっと続くだろうと思っております。例えば2024年4月からの働き方改革ですとか、2025年問題、2040年問題とずっと多分人材不足というものは続いていくのだろうと思っておりますが、先ほど修学資金のことについて触れられておりました。修学資金のことについて、多分県から200万円が出るというものをホームページで見たことがあるのですが、具体的に教えていただいてもよろしかったでしょうか。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 今お尋ねになったのは、県の修学資金のことかと思えますけれども、年200万円で、その借りた年限に応じまして、県内の各病院へ就職といいますか、働けばその分減免されるという制度になっておまして、一定の診療科、例えば産婦人科であったり、小児科であったりという診療科限定のところとか、あとは医師不足の地域の地域による枠で働くという前提ですとかになっているようでございます。

そのほかに米沢市立病院独自でも、同じく1学年200万円ほどの、米沢市立病院の奨学資金というのを持ってございまして、内容的には似たようなものになりますけれども、お貸しした年限と同年数、当院に勤めていただければ、その返還について免除をするという制度になってございます。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) 県と市が分かれているということで、市のものを借りている方は市に戻ってきて働いていただくという前提になるかと思えますけれども、そもそもこの200万円という金額をお伺いしたいのですけれども、一般的なサラリーマンの御家庭で年間200万円をお借りするような形だと、しっかりと6年間、200万円掛ける6になるかと思えますが、十分いける金額なのでしょうか。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 学費とか生活費も含んでということになりますので、月に直せば20万円弱ということになりますから、決してふだふだかと言われれば、そうではないかもしれませんが、200万円という金額を想定するときに、全国の規模とかもろもろ調べまして、遜色のない金額だなという感じで設定した記憶がございます。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) 私も親ですので、例えば娘が、大学に入ってお医者様になって200万円もらうといったときに、あと幾ら必要なのだということにとっても心配になるなと思っておりますので、例えば200万円が妥当なのであれば、逆に言えば、米沢市から学費を無料という形にする。生活費はどこにいてもかかるかと思っておりますので、学費を無料にするという形になると、どっちがお金がかかるものなのでしょうか。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 今大学の学費が幾らか正確に覚えてございませんので、お答えはいたしかねます。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) 失礼いたしました。ということは、多分200万円ではきっと足りないだろうと推察しますけれども、県が200万円、米沢市が200万円、大学生がどっちに行きたいかと考えたときに、米沢市を選んでいただくためには、山形県よりももしかしたらもっとお金を出してあげなければ、米沢市に残りたいと思う学生がいのではないかと思いますのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 県の修学資金と市の修学資金は、内容的にぶつかるものではなくて、当然ながら県の修学資金の対象の病院には当院も含まれておりますので、決して相対するものでは

ないと考えてございます。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) ぜひ米沢出身で医師を目指す方々が増えていただきたいということと、先ほども、高校生のほうの、第1項目でもお話ししましたが、医師に向けてもやはり小学生、中学生の小さい方々、小さい子供たちから、米沢でお医者さんが足りないのだとか、お医者さんになってほしいんだということ、もうちょっと声を上げていく必要もあるのかなと思っております。全員が全員ならないとは思いますが、100人、200人いる中で、1名、2名が米沢で医者になりたい、そんな形で残っていただく子が少しでも残っていただければと思います。

時間も迫ってきましたが、最後に市長にお願いと御答弁をお願いしたいのですけれども、さらなる県へのアプローチとともに、今後の人材に向けて、市長からいろいろお話、御答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 医師の確保というものは、議員お述べになりましたように、新しい病院が建設されて開業するにしても大きな重要な課題であります。そういった面において、これも議員お述べになりましたように、2次医療圏、山形県4ブロックの中では、置賜は医師の数も多くもない、少なくもないという状況であります。しかしながら、先ほどの質問のように、置賜総合病院と米沢市立病院を比較してみると、規模的に言っても半分程度の医師しか確保できていないと。これも管理者から答弁いたしましたけれども、医学部長にもお邪魔したり、またいろいろ科によってお願いしている部分がございますので、何度か私も医学部にはお邪魔をするのですけれども、そういった中で山大側も、医学部も困っているのは、医局の先生が少なくなっているという現状があるようです。それは、平成16年くらいですか、新しい臨床医研修制度ができて、研修するのにどこに

行ってもいいという方針が出てまいりました。そういうことで、どうしても機能的な都会の病院で研修するということになると、どうしてもそこで、もう県内の病院には就職しないということが増えてきておるという現状も医局で聞いておりますので、ここは国がしっかりと地方の医療を確立する、守っていくということで、これから統廃合も進んでくる部分もあると思っておりますけれども、そういったことも含めて、まず国が責任を持って地域医療を守っていくのだという、そういったものをもっと我々に御提示いただきたいと思っておりますし、県のほうは、県の調整も相当あると私も承知しておりますので、先日も知事に申し上げました。具体的なところはというお話が知事からありましたけれども、置賜の中核病院は置賜総合病院と米沢市立病院です。県はそう言っていますから、その中核病院に対して、もっともっと責任を果たしていただくように、今後ともしっかりと要望を進めていきたいと、このように考えております。

○相田克平議長 以上で11番植松美穂議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休 憩

午後 3時25分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、市内中学生が熱中症の疑いで死亡した事故における事実認定等について外2点、1番佐野洋平議員。

〔1番佐野洋平議員登壇〕 (拍手)

○1番(佐野洋平議員) 一新会の佐野洋平でございます。これより一般質問させていただきますが、まず初めに、本年7月28日に熱中症の疑いでお亡くなりになった中学生の生徒の御冥福をお祈り

申し上げますとともに、御遺族に対しまして謹んでお悔やみを申し上げます。今後、このような痛ましい事故が二度と起こることがないように、市民として、議員としてできることをしていかなければならないと深く心に刻んだものであります。

このたびの9月定例会の私の一般質問は、市民の皆様生命や身体の安全、また民主主義の根幹に関わる選挙権に関するものであります。特に喫緊性の高い市政課題や問題として、今問いただすべき内容でもあります。質問により、広く市民の皆様には課題や問題が共有され、市当局には緊張感を持ってこれを受け止め、事実や法の趣旨を重んじながら、利害関係者各位に配慮しつつも、謙虚にその解決策を模索していただきたいと思えます。

それでは、質問に移ります。

このたびの一般質問の大項目の1つ目は、市内中学生が熱中症の疑いで死亡した事故における事実認定等についてです。本件は、学校の管理下で発生した死亡事故です。

そこで、小項目の1つ目では、(1)教育委員会が把握する事故発生からこれまでの事実・経緯についてお聞かせください。具体的には、事故発生からこれまで把握している事実と、その経緯について、ヒアリング等の調査の主体、方法、時期、期限、内容、公表の範囲や公表の有無についてです。なお、当該事故の性質に鑑み、情報公開の必要性和被害者生徒等のプライバシーに配慮した上で、お答えいただける内容を御精査ください。

小項目の2つ目では、教育委員会としての事実認定と今後の公表方法等についてお聞かせください。具体的には、事故についてヒアリング等の調査した事実を、市当局として事実認定し、今後当該認定事実をどのような取扱いをするのかお聞かせください。

小項目の3つ目では、事故調査委員会の設置等についてお聞かせください。具体的には、死亡事故のような重大事故について、事故調査委員会の

設置の必要性はないのか。公正中立な立場の第三者による事故調査委員会の設置の必要性についてお聞かせください。

次に、大項目の2つ目ですが、米沢市立病院の医師不足と解決策についてです。新米沢市立病院の建設工期も、本年7月末終了、8月1日で引渡しとなり、準備期間を経ていよいよ11月から本格開院となります。もともと米沢市立病院は医師の確保に難儀している現状があると聞き及んでおります。このたび私が問いただすのは、市民の皆さんの不安を過度にあおりたいわけではありません。事実を把握し、現状を理解し、危機感を共有し、解決策を模索することが重要であると考えます。

そもそも医師不足は、2013年来から十分自覚的に認識された米沢市政上の課題でした。2019年には、米沢市議会でも市当局に対して医師不足を含めた地域医療について、地域医療を守り育てるための政策提言を提出して、その危機感を共有しています。

2023年5月現在の米沢市立病院は、医師数は41名(研修医3名を含む)とのことです。単純比較できませんが、置賜総合病院の医師数は123名です。2022年の救急搬送件数は、米沢市立病院が約1,830件であり、置賜総合病院が約4,460件です。医師1人当たりで換算した場合、米沢市立病院の負担が大きいことは明らかです。新市立病院になると救急搬送件数の増加が見込まれることから、現場の医師の負担はさらに増えることとなります。

また、米沢市立病院では、神経内科、代謝内分泌(糖尿病)内科、血液内科、呼吸器外科の4つの専門医は1人もいない、ゼロと伺っています。この部分は、地域医療体制として置賜総合病院がその役割を担っているとの理解です。その中でも今最も優先されることは、循環器内科医の追加一、二名の確保、麻酔科と糖尿病医の増員・確保であると病院当局者から聞いています。新病院の開院

を前に、厳しい現実から目をそらすのではなく、市民の生命を守るためにも、関係する全ての人たちが課題解決に動き、優先順位の高い目の前の課題を一つ一つ解決しながら、地域医療を安定的な形へと導いていかななくてはなりません。

そこで、小項目の1つ目では、米沢市立病院の医師不足の現状について、市当局の認識する医師不足の現状の詳細について公式見解をお聞かせください。

小項目の2つ目では、米沢市立病院の医師不足の解決策について、医師不足の解決に向けて、総合的、網羅的、分析的な短・中・長期の戦略的な計画が必要だと考えますが、どのようにお考えかお聞かせください。

小項目の3つ目では、心筋梗塞の場合の救急処置の想定について、循環器の専門医師が不足しているとお聞きしましたが、例えば米沢市民が心筋梗塞を発症した場合、具体的にその処置はどのような想定となるのか。置賜総合病院、山形大学医学部附属病院等のほかの病院との連携も含めてお聞かせください。

最後に、大項目の3つ目ですが、投票所を閉じる時刻の繰上げについてです。

本年8月17日の山形新聞での報道にもありましたが、8月16日の米沢市議会総務文教常任委員会協議会、以下、当該委員会協議会と言いますが、令和5年11月26日執行予定の米沢市長選において、選挙期日当日投票所を閉じる時刻を1時間繰上げし、午後7時までとし、またこれまで投票所を閉じる時刻を1時間繰上げしていた遠隔地7か所の投票所の閉じる時刻を午後6時とするとの内容が示されました。

当該投票時間の繰上げについて、市当局の主な実施理由は、期日前投票は午後8時まで実施しており、その割合が投票全体の約3割と増加傾向にあること。一方で、選挙当日の午後7時から8時までの投票者数割合は3%から5%にとどまり、投票機会は確保されているとのものでした。

確かに平成15年の期日前投票制度導入以降、全国的に各種選挙において投票所閉鎖時刻を繰り上げる運用が広がっている現状があることは、各種メディアの報道があるとおりの、公知の事実です。当該委員会協議会において市当局から示された資料中においても、令和4年参院選時の全国的な繰上げ状況「全国の投票所4万6,017か所のうち、1万7,178か所、パーセンテージにすると37.3%が終了時間を繰り上げ、15年前より約9%増加（総務省より）」との内容が示されました。

もともと、ここでより慎重かつ正確な議論を共有するためにも、公職選挙法の条文を知る必要があります。公職選挙法第40条第1項では、投票所は午前7時から午後8時までとし、この開閉時刻の規定は、同法の趣旨に鑑み、訓示規定と解することはできない（昭和28年6月12日最高裁判所判決）と理解されています。ただし、同法40条第1項ただし書において、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができると定めています。

また、この点、黒瀬敏文外編著「逐条解説公職選挙法改訂版」（令和3年7月30日発行）によれば、当該ただし書の要件に該当するかどうかは、農繁期における農家の仕事の状況、工場地帯における就業時間、地域的な日没等地域の実情を踏まえて、これらの場合に該当するかどうかを判断する必要がある。なお、単に投票箱を早く開票所へ送致するためのみを理由として閉鎖時刻を繰り上げることはできないものと解されるとしています。さらに、期日前投票制度は、公職選挙法上では、複数投票日制の採用を意味するものではなく、投票当日投票所投票主義の例外として、従前の不在者投票制度の投票環境のさらなる改善を図ったものであることを理解する必要があります。

す。

そこで、①期日前投票者の割合が全投票者の約30%とはいえ、約70%の投票者は当日投票していること。②選挙当日の午後7時から8時までの投票者数割合が3%から5%にとどまり、投票機会は確保されているとはいえ、実際の投票数にすると約860人から1,260人にも及ぶ投票者の投票の機会を数字上では失うこと。③選挙管理委員会の答弁内容において、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別な事情が何であるのか、当該事実が示されていないこと。④令和5年11月26日執行予定の米沢市長選挙まで周知期間が1か月ないし2か月と短いことなどの点から、公職選挙法の立法の趣旨を含んだ思慮ある同法の解釈と運用ができるのか、米沢市の選挙環境の実情を勘案しなければなりません、法律論としての合理性を前提とした総合的な議論を経る必要があります。

そこで、小項目の1つ目では、時刻繰上げを決定した議事、審議、法律構成等についてお聞かせください。

小項目の2つ目では、時刻繰上げ決定の再考についてお聞かせください。

以上が、演壇からの質問となります。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 御質問にお答えする前に、このたび、中学生が亡くなられた事案につきまして、本市の小中学校の教育を預かる責任者として、部活動を頑張ろうと学校に出かけた当該生徒を、無事に帰すことができず、言葉もないところです。当該生徒の御冥福をお祈りしますとともに、大切な命を守ることができず、大変申し訳ない気持ちでいっぱいです。心よりおわびを申し上げます。

このたびの事案を受け、どうしたら防ぐことができたのか、どうしたら再発防止を図れるのか考えています。何よりも、地球の気候が新たなステージに入ったとしっかり受け止める必要がある

こと。その上に立って、天気予報や暑さ指数などに応じて、学校行事や部活動等の実施及び中止の判断をしっかりとっていくこと。さらに、児童生徒の帰宅時における個別の安全確保の徹底が必要であるという考えに至りました。引き続き様々な検討と対策を行い、命を守る教育の徹底を図ってまいります。

このたびは、議員の皆様、市民の皆様に大変な御心配をおかけしております。今後とも子供たちの命、安全安心な生活を守っていただけますよう、様々なお立場からお力をお貸しくださいますようお願い申し上げます。

それでは、私から1、市内中学生が熱中症の疑いで死亡した事故における事実認定等についてのうち、初めに（1）教育委員会が把握する事故発生からこれまでの事実・経緯について、特に今後の調査の流れについてお答えいたします。個人に関することについては、御遺族の了解を得なければいけない等々もありましてお話しできません。御理解いただきたいと思えます。

学校の危機管理の目的は、児童生徒や教職員の命や心身等の安全を確保することにあります。学校におきましては、児童生徒が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが最優先かつ不可欠であります。それでも学校の管理下において、事件、事故、災害が発生した際は、学校及び学校の設置者である教育委員会は、児童生徒の命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止などの取組が求められます。

事故対応に当たっては、学校や教育委員会は、文部科学省による学校事故対応に関する指針に基づいて対応していくこととなります。特に死亡事故や学校の設置者が必要と判断した事故については、まずは事故の初期段階の情報を整理する

基本調査を行うこととされております。

基本調査は、教育委員会と学校が主体となっており、教職員や関係する児童生徒への聞き取りや、関係機関の協力により得た情報を基に整理するものです。現在私たちはその調査を進める段階にあります。期限については、基本調査は迅速に整理するとされていることから、速やかに進めながらも、何よりも御遺族や生徒たち、教職員に寄り添いながら慎重かつ丁寧に行う必要があります。

次に、(2) 教育委員会としての今後の公表方法等についてお答えします。今回の事案に対して、教育委員会が事実を把握するに当たっては、まず先ほど申し上げました基本調査を行います。基本調査は、学校がその時点で持っている情報や調査期間中に得られた情報について整理するという性質のものであることから、その内容を改めて公表することについては、今のところは考えておりません。

最後に、(3) 事故調査委員会の設置等についてお答えいたします。基本調査を終え、より詳細な調査が必要と学校の設置者である教育委員会が判断した場合は、詳細調査に移行することになります。

詳細調査は、教育委員会が主体となり、中立的な立場の外部専門家等で構成される調査委員会を設置することになります。今後、詳細調査に移行するか判断については、慎重に検討していく必要があると考えています。

調査をはじめ、様々な対応は今後も続きますが、子供たちや教職員の心のケア、そして何よりも御遺族に寄り添いながら丁寧に進めてまいりたいと考えています。

私からは以上です。

○相田克平議長 渡邊病院事業管理者。

[渡邊孝男病院事業管理者登壇]

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、大項目2の米沢市立病院の医師不足と解決策についてお答えいたします。

まず初めに、小項目1の米沢市立病院の医師不足の現状についてお答えいたします。

当院におきましては、呼吸器内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、神経内科などの内科系を中心に常勤医師のいない診療科が存在し、医師の確保が急がれますが、直ちに常勤医師の確保は困難なため、山形大学医学部等から非常勤医師の派遣を受け、1週間において数日の外来診療を行っております。

循環器内科に関しましては、この4月から常勤医師が1名減となり、常勤医師2名、非常勤医師2名の体制となりました。この体制では、休日・夜間の救急患者に対する心臓カテーテル治療が困難になっております。そこで、山形大学医学部附属病院、公立置賜総合病院の協力を得て、心電図伝送システムを構築し、緊急治療が必要か否かを迅速に判断し、必要と診断された場合には、救急車でそのまま協力病院に搬送して治療を行う対応をしている状況です。

新病院をスタートさせるに当たり、最低限必要な医師数は確保しておりますが、必ずしも十分とは言えない状況であるため、さらに循環器内科常勤医師の確保に努めてまいります。

次に、小項目2の米沢市立病院の医師不足の解決策についてお答えいたします。

医師につきましては、当該医師の所属する大学医局の人事により決定されるのが一般的であり、当院の医師の配置状況も、当院の意向の及ばない異動や開業、あるいは病気療養などがあり得ることを常に念頭に置いて医師確保に努めていかねばならないと考えています。

当院としましては、大学医局との良好な関係を維持していくことが最も重要であると考え、関係構築に力を注いでおりますし、診療科によっては、他の大学医局との新たな交流を図ることも重要であると考え、情報を集め、働きかけを行っているところであります。

また、医師数自体が少ない診療科にあつては、

民間医師派遣業者と契約を締結して求人活動も行っております。

若手医師の獲得も目指し、当院独自の修学資金制度の運用のほか、他の修学資金制度の運営機関とも交流し、獲得の機会の拡大を模索しております。

当院としましては、このような様々な対策を講じ、医師数も徐々に増やしている状況ではありますが、これにとどまらず、今後は国や県に対して医師偏在の解消等に当たるために、一歩踏み込んだ対策を講じていただけるよう、市を通じて要望していきたいと考えております。

そのほか初期研修医の採用につきましても、若手医師とつながりを持つことは、長期的に見てメリットとなるため、力を入れていくべきものと考えております。初期研修医の採用は、医師臨床研修マッチング協議会の管理する研修医マッチングによって組合せが決定されるのが通常ですので、参加学生等に当院の研修プログラムの魅力や待遇面について知ってもらうことが大事であるため、山形や仙台、東京などで開催される研修病院ガイダンスやフェアに積極的に参加したり、病院見学を積極的に受け入れて、当院のPRに努めております。

最後に、小項目3の心筋梗塞の場合の救急処置の想定についてお答えいたします。

これまでは、市内及び高島町の一部において心疾患の疑いのある救急患者の対応については、原則全件が当院に搬送されておりました。当院に搬送されてからは、院内において心電図を計測し、その波形を判断して、心臓カテーテル治療等の要否の診断をする流れとなっております。

これが、このたび置賜保健所の旗振りの下、山形大学医学部及び公立置賜総合病院、並びに米沢消防署の協力を得て、平日夜間及び休日の時間帯の部分について、分担して治療に当たっていただけることになりました。すなわち、平日夜間または休日の時間帯における救急車の出動があり、心

疾患の疑いのある患者であった場合は、まず救急隊がその場で心電図を計測し、心電図伝送システムを使って心電図判読医に波形データを転送します。なお、この判読医は山形大学、公立置賜総合病院及び当院の専門医の間で当番を決め、日々交代することになっております。

この判読医が心電図の波形を判読し、心臓カテーテル治療の要否等を判断します。ここで緊急の心臓カテーテル治療は不要だと判断された場合には、その患者は当院に搬送され、当院救急当番医の診察を受けることとなります。また、心臓カテーテル治療が必要と判断された場合は、その日の当番病院に搬送され、当該治療を受けることとなります。なお、この当番病院は、山形大学及び公立置賜総合病院に隔月で受け持ってもらっていることになっております。

また、心臓カテーテル治療が必要であり、かつ緊急の措置が必要であると判断された重篤な患者の場合にあつては、当番病院に搬送することなく当院に搬送され、当院の専門医の治療を受けることとなります。

このように、患者の状態によって段階分けをし、当院が担ってきた役割を分担していただくことにより、当院循環器専門医の負担軽減に協力をいただいているところです。

なお、8月1日から同月27日までの上記運用の実績をお知らせしますと、伝送システムによる心電図の判読件数は10件あり、うち3件が判読医の判断によって当番病院へ搬送されております。そのうちの1件が心臓カテーテル治療に至ったということでもあります。

長期的には地域の勤務医、具体的には地域の医療機関に医師を派遣している大学等の医局の医師を増やすことが重要な課題であると考えております。山形県の医師修学資金貸与制度は、県内での勤務を求められる、いわゆる地域枠の医学生を獲得するものですが、まさしくこの問題解決のための要の方策ですから、東北地方を中心とした

他県へのさらなる制度の拡充や、他県の就学資金貸付けを受けた医学生の出向先での積極的な受入れなどをしていただくよう要望してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 玉橋選挙管理委員会委員長。

〔玉橋博幸選挙管理委員会委員長登壇〕

○玉橋博幸選挙管理委員会委員長 私から、3の投票所を閉じる時刻の繰上げについてにお答えいたします。

初めに、(1)時刻繰上げを決定した議事、審議、法律構成等についてお答えいたします。

投票所の閉じる時刻を繰り上げることに決定いたしました選挙管理委員会に係る議事、審議などの過程であります。投票所を閉じる時刻の繰上げにつきましては、これまでも選挙のたびに投票される方はもちろんのこと、選挙を支えていただいております様々な関係者の方、また議員の方々からも繰り上げる方向での御意見、御指摘をいただいております。

こうした状況を踏まえ、選挙管理委員会といたしまして、これまでも議論を重ね、7月4日の選挙管理委員会協議会におきまして、投票所を閉じる時刻の繰上げについての最終的な検討を行い、8月8日の選挙管理委員会において議案として審議し、原案のとおり決定したところであります。

なお、投票所を閉じる時刻を1時間繰り上げることとした経緯についてですが、投票所を閉じる時刻は、かつて午後6時でした。投票率向上の施策として、平成10年の参議院選挙から2時間延長を行い、午後8時といたしました。投票率が向上した選挙もありましたが、現在に至るまで、総体的には投票率の減少傾向に歯止めはかかっておりません。また、平成15年に期日前投票制度が創設され、平成16年の参議院選挙から導入したところ。期日前投票は、投票機会の確保という点においては有効な施策となっております。昨今は、期日前投票を行う上での条件も緩和され、本市に

においては総投票者数の約3割の方に御利用いただいております。この割合は増加傾向にあり、それに伴いまして、選挙期日当日の投票者数は減少傾向となっております。

また、選挙期日当日の投票所につきましては、本年11月執行予定の市長選挙において、47か所の投票所を予定しておりますが、投票管理者及び投票立会人の御負担を減らし、お住まいの地域の投票所を維持していくことも、投票機会を確保する上で大変重要であると考えております。投票管理者及び投票立会人の選定は、市内の各コミュニティセンターにお願いしておりますが、その選定につきまして、コミュニティセンターでは選挙のたびに苦慮しているところがあるということについても承知しているところです。年齢だけでは判断できませんが、70歳代の方をはじめ、中には80歳代の方が投票立会人をされている投票所もあり、高齢化は喫緊の課題となっております。

そのほか、かかる経費の節減や開票時刻の前倒しによる迅速な結果発表、事務従事者の負担軽減なども考慮いたしました。

さらに、市長選挙は11月下旬であり、日没が早まるとともに、本市では降雪期に入るため、選挙人及び従事される方々の安全を確保することも重要であると考え、投票所を閉じる時刻の1時間を繰り上げよう判断したところです。

また、選挙期日当日の午後7時から午後8時の間に投票される方々は、最近の選挙の平均では総投票者数の約4%の方々がいらっしゃいます。その方々の投票機会をなくすことのないようにすることが非常に重要なことであると認識しております。つきましては、選挙期日当日であれば、午後7時までに投票していただくか、あるいは、期日前投票を御利用いただくよう周知徹底に努めてまいりたいと考えているところです。具体的には、各世帯にお配りしております投票所入場券については明瞭な表記を施すとともに、チラシの全戸配布、市公式SNS、広報よねざわにより周

知を徹底して行う予定としております。

このたびは、議員から非常に大切なところを御指摘いただいたと感じております。当委員会といたしましても、公職選挙法第40条の趣旨を十分理解した上で議論を重ね、本市の状況を総合的に勘案した上で判断したところです。

地域の投票所をできるだけ存続し、有権者の投票機会を確保するとともに、従事していただく投票管理者、投票立会人の労働条件を少しでも改善できるよう、さきに繰上げを実施している自治体も多数ございますので、参考にさせていただきながら、当委員会としても努力してまいりたいと考えております。

公職選挙法は、公選する選挙制度を確立し、選挙が選挙人の意思により公明かつ適正に行われることを確保し、政治の健全な発達を目的としており、その一環として投票率を上げるための手だても追加しながら今日に至っております。しかしながら、思うように投票率は上がらず、現状との乖離も指摘されている点があることについても承知しているところです。また、投票率を上げるためには、法律の改正にとどまらず、様々な施策などについても現状に合わせて整理、修正していくことも必要ではないかと感じております。機会を捉えながら、県や関係団体への要望も含めまして、今後検討してまいります。

次に、(2)投票所を閉じる時刻の繰上げ決定の再考についてにお答えいたします。

選挙管理委員会は地方自治法第181条の規定に基づき、選挙が公正に行われるよう、市長など首長から独立した機関として設置されており、当該普通地方公共団体または国、他の地方公共団体、その他公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係ある事務を管理することとされております。

このたびの米沢市長選挙に関わる投票所の時刻の繰上げに関しましては、先ほど申し上げましたとおり、公職選挙法第40条の趣旨を十分理解した上で、本市の状況を総合的に勘案したところです。

当委員会といたしましては、再考の必要はないものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、投票所を閉じる時刻の繰上げや投票所の設置場所などについては、選挙ごとに選挙管理委員会の役割と責任において検討、決定することとなりますので、今後とも引き続き慎重かつ丁寧に対処してまいります。よろしく願いいたします。私からは以上となります。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番(佐野洋平議員) まず、質問に対する御答弁ありがとうございます。順を追って私から質問させていただきたいと思っております。

まず、大項目の1つ目でございますが、土屋教育長から御答弁のあった今後の手続に関して、これは学校事故対応に関する指針というものが示されている、その内容に沿って今手続を進められていると理解しております。その上で、今基礎調査の段階だということですが、詳細調査への移行をこれから御判断されるのだろうと思っております。ポイントは、詳細調査へどういう場合に移行するかの要件が示されております。教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合、被害児童生徒等の保護者の要望がある場合、その他必要な場合という形で、詳細調査、基本調査等を踏まえ、必要な場合に学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われる詳細な調査であり、事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事故後に行った対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すものということでございます。

そこで、私から1つ質問させていただきます。このような詳細調査、当局で御判断されるということですが、今後二度とこのような事故が起きないためにも、必要があれば詳細調査に移り、徹底的な事故防止対策を考えていくということも一つあるかと思っておりますが、現時点でお答え

できる範囲で構いません。現在のお考えや所感をお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 詳細調査に移行する判断については、教育委員会がということにつきましては、今議員から御説明いただいたとおりでございます。基本調査を受けまして、それから慎重に判断して、詳細調査に踏み切るかどうかということについては、教育長が申し上げたとおり、慎重な検討を現在も続けております。なお、移行に当たっては、御家庭のというか、御遺族の御意向に十分配慮するというのもつけ加えられておりますので、その点も踏まえてさらなる慎重な判断をさせていただきたいと思っております。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 学校事故対応に関する指針は、御遺族の意向を十分に配慮するようにと書いております。また、国民、米沢の場合は市民の関心、この醸成が図られるものだというふうに、この指針を読むと、考慮しなければいけないということですから、今後当局は慎重にこれを御判断されて、今後の防止対策に生かしていただきたいというのが私の切なる思いでございます。

続きまして、米沢市立病院の医師不足の解決策についてお伺いしますけれども、こちらは先ほど植松議員の質問の中でも、この問題についてお触れになりましたけれども、もし可能であれば、もう少し現在足りない専門科に関して、私の先ほどの質問内容と違うところがあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 主要なところは議員のおっしゃるとおりで合っているかと思えます。一番は循環器にはなりますけれども、逆に言えば、希望としては、ほかの科につきましては、もう1人ないし2人は欲しいなと思っているところがございます。逆に足りているところといいますと、腎臓内科、小児科、産婦人科あたりは今の人数で

もやっていけるのかなと思ってございますので、それ以外の診療科については、もう1名ないし2名欲しいと思っているところがございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） まず私、今回一般質問においてヒアリング等もさせていただきながら、私が思った所感は、まず病院事業管理者の事務方サイド、そして現場の、これ長岡病院長がそのトップに当たるわけですけれども、そういった新市立病院になるに当たって、医師不足がどれぐらいの重みづけで危機感を共有するのか、これすごく大事なことだと思っております。

私たち議員も調べると、医局制度は大変専門的な人事になっていますから、なかなか医局の人事制度まで、こうしてください、ああしてください、こうしたほうがいいでしょうという話には、お聞きする中では理解できますが、それに対する具体的な施策というのは、当事者である当局、病院事業管理者の下にやっていくしかないのだと私は思いますけれども、これは日本経済新聞の2023年8月10日の記事ですが、厚生労働省の医師需給分科会によると、全国の医師需給は、早ければ2029年頃に均衡し、その後は人口減少に伴い、医師過剰になると見込まれている、そのような報道があります。ただし、大都市の場合は過剰になって、これは釈迦に説法だと思いますが、田舎、地方都市はまだまだ医師が足りない状況が続いていくのだと、そういった記事になっています。

やはり米沢市はまだまだ医師不足の問題が続く中で、医師確保対策室のような専門部局をつくることも考えていく必要があるのではないかと私は思うのですが、その点どのようにお考えでしょう。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 冒頭議員おっしゃったように、なかなかほかの職種と違いまして、医師というのは医局の人事の要素が非常に強いものでございます。ですので、専門の部署でリクル

一時的な部署というのが、正直難しいのかなと思っています。

今御紹介いただきました、その記事ですけども、つまるところ結局、都会に人が集まるというのは、勉強したいと思うような若い医師が、症例数の多いところに集まるという意味でございますので、山形県そのものが、調査によりますと47の第3次医療圏のうち、40番目に人口当たりの医師数が少ないという、もともと少ない地域でございます。ですので、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、県にもその辺のところを、まず県の医師数を増やすところを要望してもまいりますし、あとは今回、三友堂病院と機能分化・医療連携するわけですから、全国的にも注目されておりまして、特に当院につきましては、急性期の症例数が集まるということにもなります。これまでも民間派遣業者から売り込みの電話がいろいろかかってまいりましたけれども、今までと雰囲気が違うのは、当院のことを非常に理解していただいている、業者の方に、それを基にほかの医師にリクルートの宣伝をしていただいているという雰囲気を感じております。ですので、そのあたりのことを今後宣伝しながら、当院の医師確保の環境を整えてまいりたいと考えてございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） そういった具体的な積み重ねをしっかりとこれからやっていく必要があるのだと思います。

同じ記事で、新潟県などは例えば研修医も工夫されていて、今おっしゃったように都会の大病院と田舎の病院が連携しながら研修医の確保、要するに研修先が充実したプログラムを組むような、そういった具体的なプログラムを組んでいるようです。中川市長もおっしゃいました、今の御答弁でもありました、国・県、この施策プラスアルファ、米沢市立病院として、端的に言って魅力ある病院をどう構築していくのか。そして、研修医段階、あるいは私も42歳ですけども、私の同級

生も今中堅どころの医師になっている世代です。高校の同級生はそういった世代になってきている中で、実は山形県内のほかの病院に勤めている方が多いのです。そして、僕ぐらいになると、2年前に家を建てたから帰れないとか、そういう具体的な家庭の事情もあるわけです。こういった具体的な医師のライフプランに沿ったアプローチを、米沢市としてもやっていく必要があるのだろうと私は思うのです。

そういった形で、やはり医師偏在、田舎の医療体制、これからどうやっていくのだ。これはもう一丁目一番地だと思いますから、ぜひ長い目で、短期、中期、長期の政策を分析して、当事者意識を持ってやっていただきたいと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 おっしゃるとおり、私どもも同感でございます。新潟の例を今出されましたけれども、県外の大学と協力して、新潟県は新潟の枠を持っているということをおっしゃったのかと思いますけれども、山形県はそのような枠を持ってございません。計画では検討するようになってございますので、市長をはじめとしまして、病院事業管理者中心となりながら、県・国に要望してまいりたいと考えてございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ぜひ、本当に前のめりになって、ここから米沢市立病院は変わっていくのだという気概を持って、市民の生命と身体の安全を確保していただきたいと思っております。

続きまして、3問目の投票を閉じる時刻の繰上げについて、私から質問させていただきますが、玉橋選挙管理委員長から詳しく御答弁していただきました。ありがとうございます。

公職選挙法はすごく難しい法律になっています。やはり実務法、手続法ですので、その条文の解釈を構造的にやらなければいけないのです。その点、私実は今回総務文教常任委員会協議会から市政

協議会を経て、この一般質問に至るまで、その部分が感じられなかったので、一般質問をさせていただいたという経緯があります。

フェアな話をします。公職選挙法の立てつけにもかかわらず、今期日前投票制度が、ほぼ複数投票制度のような運用になってきていて、その中で投票者の投票率が期日前投票に移っているという実質的な問題があります。法律の原理、立てつけと現状にずれがあるというのが私の認識です。

そういう意味で、今回選挙管理委員会の委員の皆様が御判断いただいた、そして公職選挙法第40条の趣旨と、そして米沢の現状を踏まえて総合的に勘案した結果、今回の決定に至ったというのは、一定の納得ができるのです。ただ、今回周知方法の話をされましたけれども、やはり投票率を諦めてほしくないのですね。これは私も5月から議員になった理由は、米沢の民主主義をちゃんとしたいと思う理由があるからです。今回、細やかな周知をおやりになると聞いておりますが、もう一度そこを確認させていただきます。投票所の入場券にどういった記載をするのでしょうか。

○相田克平議長 佐藤選挙管理委員会事務局長。

○佐藤幸助選挙管理委員会事務局長 今回時間を1時間繰り上げるということになりますので、各投票人に具体的に分かるように周知しなければなりません。

今回考えておりますのは、各選挙人皆さんに、当然入場券を配付いたします。その入場券に関しては、これまでの従前の様式を若干変えまして、繰り上げる旨、明瞭に記載させていただきながら、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番(佐野洋平議員) まず、今回期間がありません。決定を再考できないといった御判断でございましたから、しっかり投票率が下がらないように、まだ4%ございます。1,000人近くの投票者の方がその時間に投票しているという重い事実

がありますから、しっかり一人一人に、今回は1時間投票所の閉まるのが繰り上がるのだよと、しっかりお伝えいただきたいと思います。

あと、公職選挙法は選挙管理委員会の権限で、実は私がこういう質疑をするのもあまりよろしくないわけです。選挙管理委員会の独立を侵してはいけないという立ち位置から、今回は投票所の時間の繰上げ、繰下げに関しては、公職選挙法上、選挙管理委員会の専権事項になっているわけです。これ、私はすごく重いことだと思っているのです。民主主義に問わず、そして専門的な知識を要する。なので、事務方のサポートがすごく大事です。

そういった中で、重い、重い民主主義の根幹のような、そういった決断をしなければいけません。ここに関して、ぜひもう一度、私からの要望としては、選挙管理委員の皆さんに、これを機会にしっかりこの思いを受け止めていただきたいと思うのですが、ぜひ玉橋委員長にお聞きしたいのですけれども、どのようにお考えでしょう。

○相田克平議長 玉橋選挙管理委員会委員長。

○玉橋博幸選挙管理委員会委員長 今議員お述べのとおり、まさしくそのとおりだと思います。私の答弁の中でも申し上げましたように、首長から独立した機関ということで、非常に責任は重いのだと。しかも、選挙制度は民主主義の根幹に関わる大きな問題ですので、我々選挙管理委員会としても一人一人そういう自覚を持って、しっかり取り組んでいきたい。やはり投票率を上げる、あるいは投票したいと思っている人の投票機会を奪うことのないように十分留意する、この辺が基本かなと思いますと同時に、あと投票所も高齢化に従って、だんだん設置するのは難しくなっている、そういうところのバランスも考えながら、総体的にいい選挙、みんなが納得できるような選挙になるように頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ぜひそういった思いや自覚を持ちながら、僭越ながら申し上げさせていただいております。

それで、今お話の中にありましたが、選挙立会人の高齢化というのが、すごく現場サイドでは重い事実になっているわけです。私も自責の念があります。42歳にして選挙立会人をやったことがありますから、そろそろ世代交代をする必要性もあるのだらうと思うのです。選挙管理委員会の委員の皆様、選挙立会人をどう若返らせていくのか、米沢の民主主義をどうやって守っていくのか、それも御一考いただきたいと思います。そこは、すごく今回の判断でも重要な論点、判断の前提になっていると思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○相田克平議長 佐藤選挙管理委員会事務局長。

○佐藤幸助選挙管理委員会事務局長 委員がおっしゃるとおり、私たちも非常に懸念しているところでもあります。期日前投票所に関しましては、投票立会人の選定につきましては、公募しておるわけですが、公募の折に年齢制限をさせていただきながら、なるべく若い人に立会人になっていただきたいということで、ここ何回かの期日前投票につきましては、そういった形で公募させていただいております。おかげさまでその条件にかなった人に立会人をしていただいている経緯もございますので、引き続き粘り強くということになるかと思いますが、若い人に立ち会っていただけるように、選挙管理委員会としても努力してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 本当にこれから米沢の選挙、そして民主主義が成長していく上での胆力が問われる、そういった時代に入ってきているのだと思います。人口減少が全てそういったものの原因になっているわけですから、議会としても一市民として受け止めながら、今後の米沢の民主主義が発展、成長できるように、そして選挙

管理委員会の独立が保たれるように、ぜひここは知恵を絞っていただきたいと思います。

私からの質問は以上となります。ありがとうございました。

○相田克平議長 以上で1番佐野洋平議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時22分 散 会